

# 市民の意見

発行：市民の意見30の会・東京

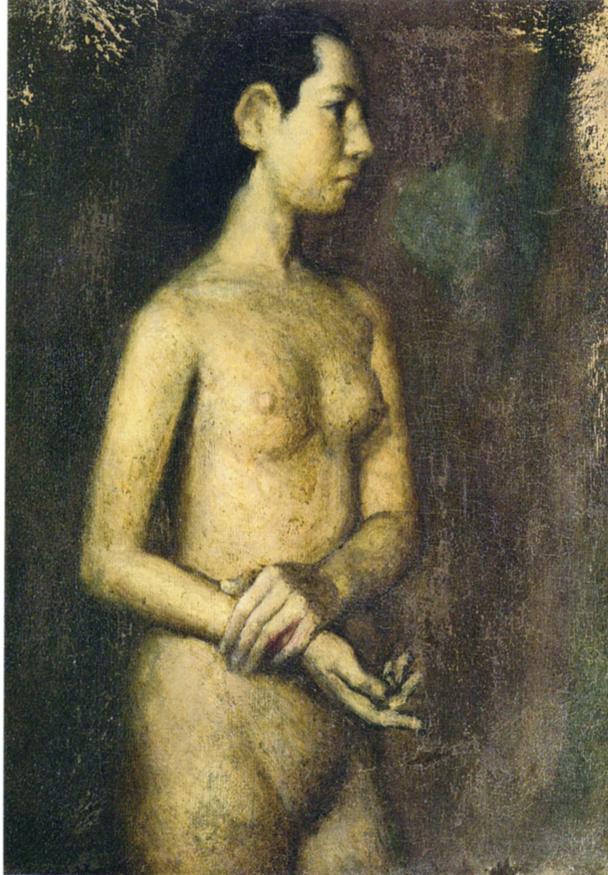
NO.193

2022/10/1

【毎月1日発行】



発行者の住所：〒108-0073 東京都港区三田3-4-17-206 TEL:03-6435-2030 FAX:03-6435-2031  
Eメール：info@iken30.jp ホームページ：https://www.iken30.jp 郵便振替：00120-9-359506 市民の意見30の会  
\* 隔月刊/普通会員（購読料・送料とも）年2500円、協力会員年5000円、敬老・障がい者会員年2000円、頒価1部400円。



「裸婦」日高安典  
(無言館所蔵)

市民の意見 193号 目次

■巻頭言 安典さんへ

■特集1 変遷するパワー・ポリティックス

2・24以後の世界

——国際関係の構図変化 浅井基文

プレジンスキーの「ユーラシア覇権ゲーム」に

描かれたウクライナと台湾 セツポ・ニエミ 7

■特集2 安倍政治の検証

——「教育」はどう変えられたか

『教育権』は国家のものなのか 古山明男 12

映画「教育と愛国」が映し出す

教育現場への圧力 北川郁子 15

■運動の現場から

心の修復運動

——「中国文化財返還運動を進める会」の活動

国葬反対！ 強行までの闘いと 鄧捷 24

「国葬」後の私たちの闘い

菱山南帆子 28

■文化

連載 皇室情報の検証⑥

安倍国葬とヒロヒトラー 天野恵一 17

核保有国ロシアとのつながりを

拒んだ長崎市 山口 響 21

連載エッセイ⑧ 引き算の時代 鈴木一誌 23

連載（よそもの）目線のヒロシマ③

陸軍の痕跡、「普通の人」の暮らし 田浪亜央江 30

本の紹介『越境と連帯 社会運動史研究4』大橋成子

本局の紹介『越境と連帯 社会運動史研究4』大橋成子 32

事務局だより 33 市民意見広告運動 34

読者のおたより・会計報告 35 編集後記 36

題字 安西賢誠 印刷・レイアウト (有) 山猫印刷所

## 安典さんへ

安典さん、日高安典さん。

私きました。とうとうここへ来ました。

私、もうこんなおばあちゃんになってしまったんですよ。だって、もう50年も昔のことなんですもの。

安典さんに絵を描いてもらったのは……

でも今日は決心して鹿児島から一人でやってきたんです。70を過ぎたおばあちゃんには、とつてもとつても長い旅でした。朝一番の飛行機に乗って、何十年ぶりの東京の人ごみにもまれてこの遠い遠い信州の美術館にやってきたんです。

そして、そして……

あなたが私を描いてくれた絵の前に立ったんです。

安典さん、日高安典さん、会いたかったです。

あれはまだ戦争が、そう激しくなつてなかった頃でした。

安典さんは東京美術学校の詰め襟の服を着て

私の代沢のアパートに、よく訪ねて来てくれましたね。

私は洋裁学校の事務をしていましたが知人に紹介されて、美術学校のモデルのアルバイトに行っていたのです。

いつの間にか、お互いの心が通じ合つて私の部屋で二人であなたの好きなペーターペンとメンデルスゾーンのレコードを聴いて……

楽しかったあの頃のこと、つい昨日の事のように。

あの頃はまだ……遠い外国で日本の兵隊さんがたくさん戦死しているなんていう意識などまるでなく毎日毎日私たちは楽しい青春の中におりましたね。

安典さん、あの小雨の降る下北沢の駅で勤めから帰る私を傘を持って迎えに来てくれたあなたの姿を今でも忘れていませんよ。

安典さん、私、おぼえているんです。この絵を描いて下さった日のこと。

初めて裸のモデルをつとめた私が……

緊張にブルブルと震えて、

とうとうしゃがみこんでしまうよと

「僕が一人前の絵描きになるためには一人前のモデルがいないとダメなんだ」と私の肩を絵の具だらけの手で抱いてくれましたね。

なんだか私……涙が出て……涙が出て。

けれど安典さんの真剣な目を見て、

また気を取り直してポーズをとりました。

あの頃すでに安典さんはどこかで

自分の運命を感じているようでした。

今しか僕には時間が与えられていない。

今しかあなたを描く時間は与えられていないと。

それはそれは真剣な目で絵筆を動かしていましたもの。

それが……それがこの20歳の私を描いた  
安典さんの絵でした。

そんな安典さんの元に召集令状が届いたのは、  
それから間もなくのこと。

あの日の安典さんは、  
いつもとは全く違う目をしていましたね。

そして私にこんな事を言っていました。

「もし自分が女に生まれていたら戦争に行く事などなく、  
この絵を描き続けていられたらう」

「しかし男に生まれたからこそ君に会うことができ、  
この絵を描けたのだ」

「だから僕は幸せなのだ」と。

安典さんは昭和19年夏、

出陣学徒として満州に出征していきました。

できることなら……できることなら……

また生きて帰って君を描きたい、と言いながら。

安典さん、日高安典さん。

あなたの故郷の種子島は、

今もハイビスカスの咲く美しい島です。

あなたは私が同じ鹿児島の人間だと知った時、

「奇跡だ！ これは奇跡だ！」

「こんな広い東京で同じ故郷の人と会えるなんて」と  
飛び上がらんばかりの喜びようでしたね。

今だから話せますが……私、実はもうあの頃、故郷には両親の  
すすめる人がいたのです。

でも安典さんに召集令状が届いた時、もう自分は故郷に帰らないと  
心に決めました。

安典さんが帰ってくるまで、生きて帰ってきて、また私を描いてく  
れるその日まで。

いつまでもいつまでも待ち続けようと、自分に言い聞かせたのです。

それから50年……それはそれは本当にあつという間の歲月でした。

世の中も、すっかり変わっちゃって、戦争もずいぶん昔のことにな  
りました。

安典さん……私、こんなおばあちゃんになるまで、とうとう結婚も  
しなかつたんですよ。

一人で一生懸命生きてきたんですよ。

安典さん、日高安典さん。

あなたが私を描いてくれた

あの夏は……

あの夏は……私の心の中で、

今もあの夏のままなんです。

1999年8月15日

無言館・感想文ノートより



▼表紙絵の作者▲

日高 安典

(ひだか・やすのり)

1918 (大正7)年1月24日、

鹿児島県種子島に生まれる。37

年4月東京美術学校油画科に入

学。42年入営。45年4月19日ル

ソン島バギオにおいて戦死。享

年27。

# 変遷する パワー・ポリティクス

## 2・24以後の世界

### 国際関係の構図変化

浅井 基文

2月24日にロシアがウクライナに対して開始した「特別軍事行動」は、戦争を禁止した国連憲章（第2条4項）に違反するものとして、アメリカを筆頭とする西側諸国の

強烈な非難・制裁に直面した。「西側の一員」

を自認する日本の岸田政権もロシア非難・制裁の大合唱に加わった。西側主要マス・

メディアも「親ウクライナ・反ロシア」報道で歩調を合わせた結果、西側世論にもロ

シア非難の声が浸透し、ロシア自身が「米ソ冷戦時代にもなかった」と驚き戸惑うほ

どの、異常なまでの「ロシア嫌い」の雰囲気醸成された。特に欧州では、スポーツ

のみならず、クラシック音楽、古典文学にまでロシア排斥の動きが現れたという。

しかし、日本を含む西側諸国・世論が見落としている重要な事実がある。すなわち、

アジア・アフリカ・中南米諸国つまり西側諸国の大部分は西側諸国のロシア非難か

ら距離をおき、対ロシア制裁にも加わっていない。NATOの一員であるトルコは、

ロシアとウクライナの停戦に中立の立場で

積極的に関与し、米日豪とともにQUADを構成するインドに至っては、西側のロシア制裁の主要対象である原油をロシアから大量に買い付ける始末だ。

ロシアのウクライナ侵攻が際立たせたのは、日本、韓国、オーストラリア等を含む

西側諸国と国際社会の大半を占める非西側諸国との認識・対応の懸隔の甚だしさとい

うことだった。この懸隔を生んだ原因を整理し、それらの原因が21世紀国際関係の構

図に対して如何なる意味を持つのかを探るのが本稿の目的である。

### 西側のロシア非難・制裁の問題点

西側諸国はもっぱらロシアの軍事侵攻の

非を高唱する。しかし、途上諸国はロシアが軍事侵攻を余儀なくされた原因が西側の

対ロシア戦略・アプローチにあることを正確に理解している。具体的には、ソ連崩壊

で東西冷戦が終結した後も西側は手を緩めず、NATOの5次に及ぶ東方拡大でロシアの安全保障環境を脅かし、2014年の

ウクライナの反ロシア勢力による政変を支援し、今やロシア国境まで脅かすに至っている。ソ連崩壊後もロシアは非西側諸国との関係を維持・発展させる地道な努力を続けてきており、これら諸国はロシアと西側との以上の関係の推移を基本的に理解しているということだ。

また、米ソ（東西）冷戦終結後、アメリカを筆頭とする西側が、西側の意向に従わない国々に対して経済制裁を乱発することに對する非西側諸国の警戒・反発の強まりも見逃すことはできない。

経済制裁自体は、アパルトヘイト時代の南アフリカに対する安保理決議に基づくものなど、正当性を持つケースがあることは確認しておく必要がある。しかし、アメリカが「テロ支援国家」と指定して発動した、キューバ、朝鮮、リビア、イラン等に対する経済制裁は早くからその不当性が指摘されてきた。

21世紀に入ってから、西側は対外政策遂行手段として経済制裁を本格的に採用している。最初に対象となったのはイランである。すなわち、国際決済通貨であるドル、ユーロ等を持つ西側諸国は、本来は国際取引引きを円滑にするための技術的仕組みであるSWIFTを利用して、核開発疑惑を指摘されたイランに対して国際取引引きを

遮断し、イランの在外資産を凍結するなど、強烈な経済制裁を発動した。ちなみに、その重圧解除を求めるイランと、イランの核開発抑え込みを狙った西側との利益のバランスを計ったのが、いわゆるイラン核合意（JCPOA）である。

ロシアのウクライナに対する軍事侵攻に對して、西側はイランに對する以上の経済制裁を発動してきた。その最たるものは、ロシアの在外資産を凍結するに留まらず、没収することまで視野に入れていることだ（前例・アメリカによるアフガニスタン中央銀行の在米資産の半分没収）。

しかし、「財産権の不可侵」は資本主義の拠って立つ基本であり、基本的人権のもっとも重要な柱の一つでもある。これを踏みにじめることは、西側の存立基盤（精神的支柱）の否定に等しい。新自由主義、金融投機主義にむしばまれた西側資本主義の本質的腐敗を集中的に表現するものである。

ソ連崩壊によって、資本主義か社会主義かという体制・イデオロギーの優位性を競う争いは事実上幕を下ろした。今や非西側諸国のひとつが市場経済メカニズムを前提にした開発戦略を採用し、自由な市場、公平な競争、財産権の不可侵等の原則に基づく、西側主導で作られた国際経済の枠組

みに参加することを通じて、自国経済の発展を目指している。

ところが、資本主義自由経済の本来本元である西側が今やこれらの原則をかなぐり捨て、イラン次いでロシアを力尽くで押さえ込む制裁に訴えたのだ。非西側諸国にとっては「明日は我が身」であり、この危機感・警戒感が西側と一線を画する重要な原因となっている。

## 国際秩序のあり方をめぐる対立

アメリカは、米ソ冷戦終結後一貫して世界一極支配を目指してきた。問題は、アメリカの実力はもはやかつてのように絶対的ではなくなっていることだ。歴代政権もそのことは自覚し、調整・適合の努力を行ってきた。具体的には、覇権維持のための同盟国・友好国の動員（ブッシュ（父）政権の多国籍軍、クリントン政権の選択的介入・国連利用、ブッシュ（子）政権の対テロ戦争）、また地政学的には、全世界に睨みをきかせる戦略から重点地域（アジア）に資源を集中する戦略への転換（オバマ政権のアジア太平洋戦略、バイデン政権のインド太平洋戦略）を指摘できる。その際、アメリカが重視したことは、国際情勢の変化に応じてNATOの対応能力を拡大すること、そして日米軍事同盟を変質強化することだった。

特にバイデン政権は最大の脅威を中国と指定し、ウクライナ危機以後はロシアを直接の脅威と規定して、中ロ両国を国際的に孤立させ、無力化する戦略を採用して、アメリカ中心の世界一極支配を追求している。その中心軸は「ルールに基づく国際秩序」である。しかし、アメリカは「ルール」が何を指すかは一度として明らかにしたことではない。

「西側の実際の行動を分析すれば、これらのルールがケース・バイ・ケースで異なることが分かる。単一の基準は存在しない。そこにはたった一つの原則しか存在しない。すなわち、西側が欲することには従え、さもなければ罰せられる、ということだ」(ロシア・ラフロフ外相)という指摘は的を射ている。要するに、昔ながらのゼロ・サム(弱肉強食)のパワー・ポリティックス(権力政治)に固執しているのだ。

しかし、1945年に成立した国際連合(国連)は、「すべての加盟国の主権平等の原則」に基礎をおき(第2条1項)、国際紛争を平和的手段で解決(同2項)することを定めて、平和で民主的な国際秩序を構築することを目的としている。東西冷戦の激化によって国連の活動が制約されたことは事実だ。しかし、東西いづれに与することも拒否した多くの非西側諸国が参加して

1961年に発足した非同盟運動は、公正で民主的な国際秩序を目指して活動してきた。民主的な国際秩序の実現を目指す動きは一貫して存在してきたということだ。

ウイン・ウイン(共存共贏)の民主的な国際秩序の実現を目指す動きは、中ロ両国がこれに加わる立場を鮮明にしたことで一気に勢いを増すこととなった。すなわち、中ロ両国外相は2016年6月25日に「国際法を促進することに関する声明」を発表して、国連憲章遵守、主権平等原則を強調し、国際法に背馳する「一方的な制裁」に反対した。また、両外相名で2021年3月24日に発表した「グローバル・ガヴァナンスの若干問題に関する共同声明」では、「国連を核心とする国際システム、国際法を基礎とする国際秩序」を堅持すべきことを主張した。

## 21世紀国際関係の構図

こうして、ゼロ・サム(弱肉強食)のパワー・ポリティックス(権力政治)秩序か、ウイン・ウイン(共存共贏)の民主的な国際秩序かという対立は、今や21世紀国際関係における最大の争点となっている。西側世界対非西側世界の雌雄を分ける争いでもある。

短期的にはウクライナの抗戦継続能力、中期的にはドル・ユーロの支配力、長期的

には西側と非西側の総合力比がこの争いの帰趨を左右するだろう。国内矛盾山積の西側諸国が、ウクライナに対する軍事支援を無期限に継続できるとは考えられない。

非西側諸国の脱ドル化・脱ユーロ化への動きはもはや動かすことはできない。中国は2010年に日本を抜いて世界第2位の経済大国となり、インドは最近イギリスを追い越して世界第5位の経済大国となった。2030年頃には中国が世界第1位、インドが第3位の経済大国になることも現実味を持って語られるようになった。つまり、西側世界と非西側世界の實力比は今後ますます広がる。これらのことを勘案すれば、21世紀半ばにはゼロ・サム(弱肉強食)のパワー・ポリティックス(権力政治)秩序がウイン・ウイン(共存共贏)の民主的な国際秩序に席を譲ることはもはや歴史の流れと言って良いだろう。

私たちに求められることは、目先に一喜一憂せず、歴史的に物事を考え、自らも歴史の流れに即した生き方を心がけることだと思う。

(あさい・もとふみ/政治学者、元外交官)

# ブレジンスキーの「ユーラシア覇権ゲーム」に描かれたウクライナと台湾

セツポ・ニエミ(抄訳・細井明美)

ブレジンスキーはアメリカの政策に大きな影響力を持つ政治学者である。彼はカーター政権下での国家安全保障問題大統領補佐官としても知られている。

『The Grand Chessboard : American Primacy and Its Geostategic Imperatives\*』は彼の代表的な著作の一つであり、そのなかでブレジンスキーは、ユーラシア大陸を世界のパワーの中心とみなし、ユーラシア大陸を支配し米国の優位性をおびやかす挑戦者の出現を排除する【ユーラシア地政学戦略】を提唱した。

## ウクライナ危機

ウクライナ戦争の開始以来、ジオポリティクス(国際地政学)の地殻変動は目まぐるしいスピードで進行している。バイデン大統領は、日本、オーストラリア、韓国、台湾といったウクライナから遠く離れた国々も含め、ロシアに過大な経済制裁を与えるために先進国の国々を結集させることに成功した。ただし、多くの軍事アナリス

トが認めるように、ウクライナ戦争は、アジアに戦略軸を置いていく米国にとって主要な戦略事項ではない。

欧州は、ロシアのエネルギー供給に深く依存しているにも拘わらず、大規模な対口経済制裁に関わることで、数カ月以内に深刻なエネルギー危機に直面する。欧州にとってウクライナ戦争の影響は重要であるが、状況をよりグローバルに観察すれば、欧州が無視できない別の結論に至るはずである。同時に、中国は危機に直面して中立を保つどころか、反米的なレトリックを深め、ロシアの立場にさらに近づいている。

このように、ロシアはともかく、欧米のシナリオと中国のシナリオの違いが大きくなっていることは、ウクライナ侵攻後、これまで以上に「グランドチェスボード」上で、世界の覇権をめぐって欧米と東アジアが大きな駆け引きを行なっていることを明確に示している。

ウクライナ危機が深刻化し、そこにアメリカが巨額の投資をしているにも拘わら

ず、バイデンはこのゲームにおける自分の戦略が長期的にはヨーロッパを重視するものではなく、アジアを重視するものであることを明確に示唆している。欧州理事会がウクライナをEU加盟候補として受け入れることに合意したことは、外交・安全保障政策をアジアに再集中させ、ウクライナはEUに任せたいというアメリカの意向に確実に合致している。米国の忠実な下僕であるEUの最近のパフォーマンスは、ヨーロッパがこの秋に直面する人道的危機を緩和するどころか、欧州の運命を悪化させるだろう。今となつてはこのゲームによって、EU自体にもツケがまわってきたように見える。

## 中国の位置づけ

中国は、アジアを中心とする多くの国にとって最大の貿易相手国である。ウクライナ戦争は、習近平に明確なメッセージを送ったと思われる。すなわち、中国を安全保障上の大国とすることによって、中国の経済力を保護する必要がある、ということである。アメリカはロシアの侵攻に対して、拡大する北大西洋条約機構からQUAD(日本、米国、インド、豪州の同盟)を強化したが、それは中国の対応を加速させただけである。

その意味で、4月のボアオ・アジアフォーラムで習近平が「グローバル・セキュリティ・イニシアティブ（GSI）」創設の意向を表明したことは見逃せないし、先のBRICSサミットで安全保障問題が異常に重視されたことも注目される。SCO（上海協力機構）やいわゆるRIC形式（ロシア・インド・中国）の枠組みでも、同様の手順が見受けられる。つまり、習近平が米国とその安全保障上の同盟国に対する対抗軸を作ろうとしていることは明白であろう。

米中間の長年の対立は、2022年6月の第19回シヤングリラ対話で、南シナ海と台湾に関するロイド・オースティン米国防長官と中国の魏鳳和国防相が怒りをあらわにして口論したことに表れている。

北京がウクライナにおけるロシアの特殊軍事作戦を綿密に研究していることは広く知られており、明らかに習近平の決断はドンバスの成功に左右されるだろう。ロシアの勝利が目前に迫っていることは、中国にさらなる自信を与えるだろう。多くのロシア人アナリストは、プーチンと中国のカウンターパートが「台湾問題」について行動を調整していることを示唆している。習近平は、台湾での「軍事部隊」による「非軍事作戦」計画を立てるよう指令を出したとされている。

総じて、バイデンと習近平は世界制覇に向けて戦略を練っているようだ。大きな問題は、どちらがより早く、より優れたものにするかということである。米国も中国もまだゲームに勝ってはいないが、はっきりしているのは、「世界」というチェスボードの上で駒を動かし続け、その女王はヨーロッパではなくアジアであるということだ。

### 米国上院議員の台湾訪問と台湾海域での中国軍の演習

米国フロリダ州のリック・スコット上院議員が7月7日の午後、2日間の日程で台湾に到着した。重要なのは、今年だけで7人の米国上院議員が台湾を訪問したことがある。4月にはメネンデス上院外交委員長が6人の議員を率いてアポなし訪問したが、これも北京が猛反発した後である。

中国は、米国が「独立勢力」を煽ることは、戦争につながりかねないレッドラインであることに変わりはないと述べている。しかし、過去4カ月以上に渡るロシアのウクライナ侵攻を踏まえ、バイデン政権は、習主席がプーチンの脚本を借りて「衝動的」な電撃戦を仕掛ける可能性を警戒している。国営メディアの報道によると、中国は再び台湾近海で大規模な軍事演習を行ない、

さらに台湾分離主義勢力に対するアメリカの支援を「無益」だと断じた。中国国防省は、この演習を米国上院議員の訪問を狙った警告であると説明している。

一方台湾は、中国が典型的なメッセージの一部として海峡を越えて戦闘機を送っていることから、中国人民解放軍の新たな軍事訓練を「挑発」と非難し、自国軍を厳戒態勢に置いている。台湾空軍は、中国軍機を迎撃し、警告するために戦闘機を緊急発進させた。

アメリカの共和党・タカ派は、予想通り、中国に対して多くの無責任な攻撃的政策を推し進めている。その最新の例が、先週のネブラスカ州選出のベン・サツセ上院議員の演説である。彼は、1兆ドルの軍事予算と台湾への明確な安全保障の約束、そして彼が「太平洋のNATO」と呼ぶものの創設を要求した。

「太平洋のNATO」は、存在しない問題に対する危険な答えのように思える。中国は太平洋全域で征服の嵐を起こそうとしているわけではないし、太平洋諸国は米国の軍事的圧力の強化を求めているわけでもない。太平洋における中国の経済的・外交的影響力の増大は、それに対する軍事同盟を必要とするような脅威ではない。軍事的なオプシオンに固執するのは、脅威を軍事

的なものとして扱い、武力行使を唯一の手段とするワシントンの政治家の典型的な姿である。

## 米国の代理戦争、対ロシアと対中国

ウクライナ戦争は、米国とロシアの代理戦争である。米国下院が400億ドルという巨額のウクライナ支援を可決した今、これが代理戦争であることを認める見解が増えている。核超大国同士の代理戦争は危険だが、米国と中国との代理戦争もあり得る。

大局的に見れば、中国はアメリカの地政学的な主要な競争相手である。ロシアは世界最大の核兵器を持ち、その経済は西側諸国が制裁を加える際に想定したよりも大きく、弾力的であるかもしれないが、ロシアはアメリカの地政学的な主要な競争相手ではない。そのライバルは明らかに中国であり、GDP、人口ともにロシアの10倍である。

アメリカ国務省はウクライナで「ロシアの熊」を、そして今度は台湾で「中国の龍」を突いてきた。米国はロシアとの代理戦争に成功し、今度は中国との同様の代理戦争を望んでいる。多くの専門家が、台湾は「太平洋のウクライナ」であると評している。

バイデン自身は、台湾がいつ侵略されても「アメリカの支援を当てにできる」

と公言している。こうした支援の言葉に裏打ちされるように、2021年8月には台湾に榴弾砲軍事システムを提供する7億5000万ドルの取り引き、2022年2月8日には台湾のパトリオット・ミサイル・システムをアップグレードする1億ドルの取り引き、4月6日にはさらに9500万ドルのミサイル取り引きが行なわれた。

この3件のうち2件目の契約の後、台湾外務省は、まるでゼレンスキーの向こうを張るような言い方でこう言った。

「中国の継続的な軍拡と挑発的な行動に直面しても、我が国は堅固な防衛で国家の安全を維持し、台湾と米国の緊密な安全保障パートナーシップを引き続き深めていく」と。

台湾を太平洋のウクライナにしようとする米国の取り組みの拡大に対する中国の懸念は、非常に現実的であるように思われる。

(2022・7・13)

(Seppo Niemi / 政治・経済・軍事アナリスト、フィンランド空軍予備士官)

\* 日本では『地政学で世界を読む』（翻訳：山岡洋一、日本経済新聞出版）のタイトルで出版されています。

\* 本記事は紙幅の関係で抄訳いたしました。

全編を読みたい方はURLを明記しますので原典をご参照ください。

<https://greatpowerrelations.com/ukrainu-and-taiwan-on-brzezinski-grand-chesssb/>



「教育」はどう変えられたか

2006年9月26日、第1次安倍政権が成立すると同時に、自民党の長年の懸案事項であった教育改革が進められた。

まず10月10日、閣議決定により「教育再生会議」が設置される。構成は内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、他に有識者メンバー17人。しかしその中に教育学者は一人もいなかった。しかも担当室長が義家弘介である。

「教育再生会議」が具体的な変更を検討している一方で、12月15日に「改正教育基本法」が成立する。

旧「教育基本法」は憲法の理念を教育に生かすべく、その核とするのは個人の尊厳であり、公権力の不当な介入を否定した。旧教育基本法と新教育基本法の違いは次ページの資料をご参照のほど。

翌07年1月24日、教育再生会議は報告書を提出。「教育再生のための当面の取り組み」として、①ゆとり教育の見直し、②体罰禁止通知の見直し、③教員免許更新制導入、④教育委員会改革、④学習指導要領の改訂及び学校の責任体制の確立等、4つの緊急対応を要求した。

3月10日、中央教育審議会が「教育三法」(学

校教育法、地方教育行政法、教育職員免許法)の改正を答申する。20日後の3月30日には改正案が国会へ提出され、6月20日に「改正教育三法」が成立する。

教育三法成立過程の異様さを私たちは忘れてはいけない。通常なら衆議院の文部科学委員会が審議されるものが、「教育再生に関する特別委員会」を設置して一日(5月17日)で審議。本会議(5月18日)における与党のみの採択で可決。その後参議院に移ってからも委員会での与党による強行採決、及び本会議での与党賛成多数による採決・成立という経過をたどっている。

結局、安倍政権が行なった教育改革とは①国家主義的かつ復古主義的な教育・指導であり、②新自由主義的な教育再編であり、③地方自治を否定する国家権力への統制強化だった。

安倍政権が行なってきた様々な政策に統一教会の影響が憂慮されている現在、異常とも思える教育改革を改めて見直し、子どもたちにとってより良い教育制度に変えていく必要があるのではないだろうか。

(文責：細井明美／本誌編集委員)

【教育三法の改正内容】

学校教育法	地方教育行政法	教育職員免許法
① 「義務教育の目標」設定	① 教育委員会の責任体制の明確化	① 教員免許更新制
② 副校長の新設	② 教育委員会の体制の充実	② 指導が不適切な教員の認定・研修(教育公務員特例法)
③ 学校評価・情報公開の規定整備	③ 教育委員の数の弾力化、保護者の参加等	③ 分限免職者の免許失効
④ 大学等の履修証明制度	④ 教育委員会に対する国の権限強化	
	⑤ 教育委員会を通じた知事の私学への権限強化	

	旧教育基本法（1947/3/31 法律第25号）	新教育基本法（2006/12/22 法律第120号）
前文	<p>われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。</p> <p><u>われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。</u></p> <p>ここに、日本国憲法に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。</p>	<p>我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。</p> <p>我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、<u>伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。</u></p>
目的	<p>第1条（教育の目的）</p> <p>教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p>	<p>第1章 教育の目的及び理念</p> <p>第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p>
方針	<p>第2条（教育の方針）</p> <p>教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。</p>	<p>（教育の目標）</p> <p>第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <p>一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。</p> <p>二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。</p> <p>三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</p> <p>四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。</p> <p>五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</p>
義務教育	<p>第4条（義務教育）</p> <p>国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。</p> <p>② 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。</p>	<p>第2章 教育の実施に関する基本</p> <p>第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。</p> <p>2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、<u>国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。</u></p> <p>3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。</p> <p>4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。</p>

## 「教育権」は国家のものなのか

古山 明男

日本で、教育権を持っているのは誰なのか？

切実にこの問題に直面している人たちがいる。不登校の子どもを持つ保護者たちである。彼らの子どもは、学校があまりに苦痛で行けなくなってしまう。親が子どもを説得しようが、首根っこを掴まえて引っぱり張ろうが、子どもは柱にしがみついて泣くばかりである。

親は、憲法によって子どもに教育を受けさせる義務を負っている。

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ」(憲法26条第2項)

それなのに、子どもは学校に行くことを、泣いて嫌がっている。それでも、親は子どもに学校に行くことを強制しなければならぬのか。親は困り切ってしまう。

ところが、この問題をすっきりと受け止めて、子どもの教育を自分で手配する親たちがいる。ホームスクールの場合もあるし、フリースクールに通わせることもある。そ

の人たちはこう考えている。

「私は憲法によって子どもに教育を受けさせる義務を負っている。しかし国は、子どもが受けることのできる教育を提供してくれない。だから、憲法に従って、私が子どもの教育を手配するしかない。憲法には、教育を受けさせると書いてあるが、学校に行けとは書いてないではないか」

これは、親の教育権の主張そのものである。憲法に照らしても、国際条約に照らしても、この親たちの言うことは正しい。

### 憲法の教育権

憲法では、教育権はどうなっているのだろうか。憲法の根幹は、教育権ではなくて教育を受ける権利である。

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」(憲法第26条)

すなわち、この権利は、「学習権」であるとするのが通説である。子どもに学習権があるのだから、それを受けて、第2項で

保護者の「教育を受けさせる義務」が発生する。つまり、保護者の「教育を受けさせる義務」は国に対する義務ではなく、権利者である子どもに対する義務である。子どもが学校に行けなければ、親が教育を手配するのが当たり前である。

しかし、こういう反論がある。

憲法26条第2項は「法律の定めるところにより」という条件を付けているではないか。その法律というのは、就学義務を定めた「学校教育法」しか存在していない。だから、親が勝手にホームスクールやフリースクールを選ぶことはできない。

これに対して、「いやいや、法律は『学校教育法』だけではない。『教育基本法』もある」という議論が成り立つのである。教育基本法からは、別な学校も可能である。

### 教育基本法における教育権

教育基本法は、旧法においても新法においても、教育権のありどころを明確にしている。

日本では国に教育権のあることが、自明のこととなっていたためである。明治期において教育は勅令によって行なわれていた。戦後の教育改革では、「学校教育法」が文部科学大臣に学校の教育課程を決める権限を与えた。そのため、教育基本法は、

教育権のありどころをはっきりと定義する必要がなかったのである。

改正教育基本法は、国が教育を主導するために作られた。それにもかかわらず、国に教育権があることを明確にしていない。ここに教育基本法の脆さがある。憲法や国際条約からは「本人の学習権、親の教育権」は明確である。教育権のありどころをはっきりさせると、教育基本法に、意外な意味が浮かび上がるのである。

## 子の教育についての第一義的責任

浮かび上がる意外な意味の筆頭は、教育基本法第10条(家庭教育)である。第10条は、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」なあんだ、家庭でしっかりしつけなさい、と言っているだけではないか、と思われるかもしれない。第10条が意外な意味を持つのは、国際条約および憲法と組み合わせたときなのである。

まず「児童の権利に関する条約」の条文と照らし合わせよう。

「父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責

任を有する。」(第18条)

ははん、教育基本法第10条は子どもの権利条約のこれを取り込んだのだな、ということは一目瞭然である。ところが、注意深く読んでいただきたい。児童の権利条約18条では「児童の養育及び発達について」となっている所が、教育基本法では「子の教育について」となっているのである。養育の話ではないのである。

「子の教育についての第一義的責任を有する」? それは、親が教育をする責任者ということだから、親が教育を決めていいということではないか。

教育基本法のどこにも、国に教育権があるとは書いてないのである。むしろ第10条で、親が教育の責任者だよ、と言っているのである。

世界的には、親に教育権があることが、すでに確立している。親の教育選択権は、1948年の世界人権宣言によって、確立された。

「親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。」(第26条第3項)

「優先的」の意味は、国に優先しての意味である。世界人権宣言は、それ自体は法的拘束力を持っていないので、後に法的拘束力を持った国際人権規約が作られた。国際条約は、国内法より上位にある。

そうすると、教育基本法第10条(家庭教育)の「子の教育についての第一義的責任」は、国際条約に整合させるために作られた国内法ということになる。保護者が国に優先して教育を選んでもよいのである。

第10条では「生活のために必要な習慣」「自立心を育成」「心身の調和のとれた発達」が続くのであるが、そこに、「国の定める基準に従い」なんてことは、全く書いてないのである。憲法第19条は、思想及び良心の自由を保障しているのだから、親の道徳観と良心に従って子どもを育てればよいのである。

このように読んでくると、教育基本法第10条は、「家庭でもしっかりしつけるように」という意味ではなく、国際条約が保障する親の教育選択権の確認であり、憲法が保障する思想及び良心の自由の具体化と読めるのである。

## 親の教育選択権は基本的人権

世界的に、親の教育選択権は基本的人権として確立している。

しかし、日本に親の教育権の思想はない。その理由は、日本国憲法、教育基本法、学校教育法はいずれも、1947年の施行であって、1948年の世界人権宣言より前にできたからである。

したがって、2006年の教育基本法改正にあたっては、旧法制定後にできた国際条約と整合性を取る必要が生じた。そのため、第10条に親に教育権のあることが定義されたのだ、という解釈も成り立つのである。

国に対する親の教育選択権優先が確立しているのは重要なことである。親の教育選択権がないと、全体主義国家が国家主義で子どもたちを染め上げようとしたとき、歯止めが効かなくなる。少数民族が迫害されたとき、教育権を奪われてしまえば、もう文化的アイデンティティを維持できなくなる。

親の教育選択権がないと、現在の日本のように、子どもにとって苦痛の大きい教育が行なわれていても、親は子どもを強制して学校に行かせ続けるしかなくなるのである。

### 最低基準としての教育基本法

親の教育選択権は、それほど重要である。その法的根拠は、社会権規約第13条である。ところが、社会権規約は、親が選ぶ学校は国の最低基準に合っていないといけないとしている。国内法が最低基準を用意していないと、教育選択権として機能しなくなってしまう。

ようするに、フリースクールのような学校を選んでもいいですよ。自分たちで作ってもいいですよ。でも、国の最低基準に合っていないとダメです。そう言っているのである。ところが、国が定めている教育上の基準は、「学校教育法」しかない。それでは、フリースクールのようなものは、教育と認められようがなかったのである。

しかしながら、日本にも最低限の教育上の基準は存在している。それは教育基本法である。そのように考えると、親の教育選択権がたちまち現実のものとなる。

例えば、義務教育に関して、教育基本法には学校でやれとは書いてない。だから義務教育としてのホームスクールもあり得る。教育基本法は、授業をやれとは書いてない。だから、授業を強制しないフリースクールも、教育基本法からは可能である。

教育基本法は、国に教育権があることをなんとなく自明のこととして作られた。その曖昧さを鵜呑みにせず、憲法と国際条約から、本人の学習権と親の教育権をきつちりと詰めていくと、教育基本法には、有用な使い途が出てくるのである。

(ふるやま・あきお／古山教育研究所代表)

\*編集部注：国際人権規約（社会権規約）  
第13条【教育に対する権利】  
この規約の締約国は、父母及び場合により法定保護者が、公の機関によって設置される学校以外の学校であって、国によって定められ又は承認される最低限度の教育上の基準に適合するものを、児童のために選択する自由、並びに自己の信念に従って、児童の宗教的及び道徳的教育を確保する自由を有することを尊重することを約束する。



# 映画「教育と愛国」が映し出す 教育現場への圧力

北川 郁子

7月下旬に齊加尚代監督のドキュメンタリー映画「教育と愛国」を観た。俳優の井浦新さんが語りを務めるこのドキュメンタリー映画の構成は実に見事で、長年教育現場にいた私にとっても、知らない事実が多数含まれていた。

国旗国歌法が制定された1999年以降、学校現場を支配し始めた息苦しさは徐々に加速していったように私には記憶されてきた。国旗国歌は「学校に強制することはない」と時の内閣官房長官が明言したにもかかわらず、学校への強制は年々強まっていった。それと並行して、政治の教育への介入が徐々に強まっていったこの20年余の出来事が、この映画には凝縮されていて、あらためて今の日本がどういう状況にあるのか認識させられた。

教育勅語を「国民の道徳の基盤になった」と肯定的に捉える「新しい歴史教科書をつくる会」の結成や育鵬社の教科書の登場、中学校の歴史教科書の大手であった日

本書籍の倒産(2004年)。横浜市で自由社・育鵬社の教科書が採択され、その後大阪でも育鵬社の歴史教科書が採択された(この間、安倍首相は、知事や市長の力でこの教科書を広めようと檄をとばしていた)。2006年「愛国心」「家庭の責任」を盛り込んだ教育基本法の「改正」に伴い、教科書会社や、学校現場、大学にまで圧力が一段と強まった数々の証言。慰安婦の問題を取り上げた大阪の中学校の女性教員への議会からの攻撃。

大阪大学で「ジェンダー平等社会の実現」についての論文をまとめた女性教授に「反日学者」とレッテルを貼り、ネット番組やSNSで低劣な「批判」を展開する櫻井よしこ氏や杉田水脈氏の発言。

「歴史から学ぶことなんて何もない」と述べた育鵬社の教科書の代表執筆者で東京大学名誉教授の伊藤隆氏のインタビューの場面には呆れた。「ちゃんとした日本人とは？」という問いに「サヨクでないこと、反日ではないこと、そういう日本人」とだ

けキツパリと答える。

こういう人物が説く「国を愛する心」とは何なのだろう？ 過去を振り返り、反省すべきことは反省し、二度と過ちを繰り返さない姿勢を対外的にも見せることこそが、尊敬される国であるし、自ら誇りを持てる国なのではないだろうか。

この映画を見終わり、この20年余は教員の働く環境が大きく変わった時代でもあったことが思い起こされた。「教員の働き方はブラック」と社会問題化し、教員志望者も激減している。安倍政権下で始まった「教員免許10年更新制」の影響もあり、小・中・高校では産休代替の教員を探すことさえ難しくなっている。このような現象と、この映画が映し出す学校教育現場へのさまざまな形の締め付けは明らかにリンクしている。

神奈川県立高校100校計画が始まっていった1970年代終わりに教員になった私は、生徒からの「なぜ教員になったの？」という質問に「精神の自由が保たれると思ったから」と答えたことを今でもはっきり覚えていて。教員になることが第一志望でなかったとはいえ、教員であることは、民間企業よりも時間的にも精神的にも自由であると思えたのは事実である。現在、教員のブラック現場の実情は、休日の部活動の問題がクローズアップされること

が多いが、実は他の部分での変化も大きいのではないだろうか。

90年代までは、生徒の夏休み期間は教員にとっても自由な研修期間と捉えられていたし、定期試験の時は、試験が午前中で終われば、教員は試験の採点を自宅でやることもできたし午後は自由に退勤できた。

2000年代に入ってから教員の夏休みは他の公務員と同じ5日間。授業はないのに、年休を申請しない限り出勤しなければならぬという形に変わった。試験中、早く退勤することなどもつてのほか。5時前に退勤する教員がいなかったか玄関でチェックする管理職まで現れた。解答用紙を車の中に置き忘れ盗まれた教員が出た、という報道の後には「解答用紙の持ち帰り禁止」通達が出た。土日に採点のためにわざわざ出勤する教員も普通にいる。

また、神奈川県教育現場には「総括」という中間管理職のような職が設けられ（東京の石原都政で実行された「主幹制度」を真似ている）、それまで教員の互選で決めていた「主任制度」は廃止された。給料まで何段階か査定されるようになる制度が導入された。「生徒による授業評価」もそこに含まれる。職員会議は「原案」に対し「修正案」も出せる自由な論議の場であったが、「採決」は否定され上からの伝達の場合と化して

いった。

パソコンが学校に導入され始めたのは80年代後半からだだが、「ITは教員の事務作業を楽にしてくれる」はずが、実際は恩恵に与<sup>あず</sup>かっている実感よりも「新たな仕事」を次々と産み出している部分が多い。それに拍車をかける「ほう・れん・そう」〔注：「報告」「連絡」「相談」の徹底。現場の教員たちは「この作業は意味がないことだ」と思っても「上から来たことは言っても無駄」という感覚が蔓延し黙々と指示のあった作業に時間を費やす。ある中堅の学年主任の教員は生徒の前でこんな話をした。「社会に出れば、理不尽なことや自分の思うようにならないことがいっぱいある。だから君たちは今、学校という場でそういうことにも耐えていく練習をしているんだよ」と。「理不尽なことには、みんな声をあげて変えていこう！」というのが教育なんじゃないの?』と私は半ば呆れながらその話を聞いていたが、全員ではもちろんないけれど、そんな教員、管理職が増えているのも教育現場の実態である。

「安保法制反対」の大きなデモがあった時に、教職員組合の参加要請もかかっていたが、若い教員を誘ったところ「公務員はデモに行っただけじゃないのではないですか」と真顔で訊かれた。

本誌192号の「菅前首相の『高校講演会中止事件』の何が問題なのか?』という記事の中で筆者（神谷幸男さん）は、県教委の課長や当該高校の副校長と話をした印象を「ノンポリ恐るべし」と書かれているが、教員の政治的意識の希薄さは、「考えることなく仕事をやりこなすのに精一杯」というあまりに忙しい日常を反映しているからだけなのか、大いに考えさせられた。数年前、東大に留学していたベルギーやフランスの学生たちとエスペラントで話をする機会があったが「日本の学生たちは、政治の話をしたがらないし、どう思うか聞いてもはっきり答えないことに驚いた」と語っていた。政治的な論議をタブー視する日本社会の風潮は小・中・高校の学校教育から作られて行くのではないだろうか。

30数年前から取り沙汰されていた旧統一教会と自民党の関係が今やつと公の場で明らかになりつつある。戦前の亡霊のようなあまりに前時代的な価値観に覆われていた政権与党の責任は大きい。国民主権、平和主義、基本的人権の尊重といった「戦後民主主義」が日本に真に根付くのか、敗戦後77年経った今、あらためて試されている思いがする。

（きたがわ・いくこ／多文化フリースクール講師、一般財団法人日本エスペラント協会理事長）

# 安倍「国葬」とへヒロヒトラー

天野 恵一



イラスト：ほしのめぐみ

天野 えらくハシヤいで、元気そうだね。どうしたの？

——安倍元首相の「国葬」反対集会がえらく盛り上がっているのネ。参加して、久しぶりに、とても元気な気分なの。だから、今回も、この問題からいらない？ 9月8日に歴代最長70年のイギリスのエリザベス女王も亡くなり、イギリスの国葬とも重なって、天野さんも、「八十五」は京都に行ったらしいし、いろんなところで、話をしているでしょう。

天野 ハイ。個人的なエピソードから、久々に遠方の反天皇制運動の仲間から、昨日電話がかかってきてね。「エリザベスの国葬には天皇（夫妻）の出席、安倍国葬には不参加。天皇主義者安倍にはザマーミロという展開だけど、これっていつ決まったの」と訊かれて、「安倍国葬への天皇不参加ははじめからですよ。天皇（夫妻）は反対論が強烈に存在するものには出席させませんよ。法的根拠もなく反対を押し込んで戦後一回だけやった吉田茂の時でも天皇（夫妻）は出席せず、皇太子（夫妻）だったんですよ」。そんなやりとりだった。私同様病

気持ちの彼も、えらく元気で短時間だったけどハシヤイだ、やりとりだったですよ。

——へエー。よかつたわね。

天野 大日本帝国憲法下の戦前でも、それがキチンと法的根拠が与えられたのは、「大正15年」の「国葬令」（勅令45号）らしい。だから「大正天皇」の終わり、天皇の葬儀を意識して、それに向けてつくられたものでしょう。

——戦後憲法下では、憲法上の根拠をもって「国事行為」としての国葬は、実は天皇の葬儀だけという報道を見たけど、もともと、そういうものなのね。

天野 ウン。

——「勅令」って説明してください。

天野 国会で審議してつくられた法律ではなく、ストリートな「天皇の命令」。〈勅諭〉は天皇の教示。もちろん、絶対神聖な天皇自身の言葉というスタイルで発表されているけど、時の支配者集団の政治的意向で、つくられたものです。「勅令・勅書・勅諭・上諭」みな同じですね。

——だから、象徴天皇制は残されてしまったとは

いえ、一応「主権在民」の立憲主義憲法、それが成立するともに、効力は失ったものなのね。

天野 その通りです。「国葬」なんてもの自体が天皇制ファシズム国家には、お似合いのセレモニーだったけど、戦後は根拠を喪失したセレモニーになった。それはあたりまえです。この点をキチンとおさえて批判すべきだと思います。

——ハイ、ハイ。アツ、ハイは一度でしたね（笑）。

天野 ハイ（笑）。ついでに、「勅語」の問題で、便利な本を一冊紹介しておきます。千田夏光さんが「昭和」の「勅語」を年代中に示し、批判的にコメントした本を、1983年に、汐文社という出版社から出してあります。『天皇と勅語と昭和史』です。憲法を超えた、「明治十五年」下達の「軍人に賜る勅諭」についてのコメントだけ引いておくね。

「この『軍人に賜りたる勅語』は軍人においては憲法を超える聖典的存在だったが、その聖典が絶対である限り明治十五年以降に日本がはじめた戦争事変はすべて『天皇の国を保護する行為』によるものであり、海外におもむいた皇軍将兵はその天皇のお仕事を助けするために輸送船に乗り組んだということだ。（ちなみに皇軍将兵はこの勅諭を全文暗記させられた。）／もつといえ、この『この天皇の国を保護するお仕事』

は朝鮮人・中国人や東南アジアの人たちがどううけとめようとも、平和を愛する天皇のお仕事である限り絶対に『侵略戦争』などという汚ない語韻をもった戦争であるはずがないということだ。国家を保護する戦争は防衛戦争であるのだから。ここでも絶対の詭弁(きべん)ではなくまさに『防衛戦争』であり皇軍将兵はそれに『従軍する栄光』を担ったということであった」。

——ハイ、そこまで。止まりそうもないから(笑)。あの時代の精神がまだ生き残っていることが、問題ということね。

**天野** 象徴天皇制というやつは、そういうものを、形を変えて延命させる政治的装置なんですね。

——もう一点、今回は是非、前号の「読者のおたより」の助言にも答えてください。「ウクライナ戦争と皇室というタイトルであれば、マコ騒ぎよりウクライナ側から投げかけられた『ヒトラー・ムツリニ・ヒロヒト』の第2次世界大戦下のナチズムの戦争犯罪に全く触れられていないのはいかがか」というものです。天野さんとしては「別のところまで書いているので、そちらで」で終わりにしないでください。それをここで少し紹介してください。

**天野** もちろん。別のところに書いたなんて傲慢な態度で対応するわけじゃないじゃないですか。

——いえ、天皇制の問題については、私なんかよ

り、よく読んでいるのをカサにきて、少々傲慢な態度を示す時がありますから、オキヲツケナスッテ(笑)。

**天野** オイ、オイ。自分の不勉強をそんなふうに正当化してるだけじゃないの？

——ほら、そういう態度、発言がそうなのよ(笑)。「反天ジャーナル」というウェブサイトの文章、タイトルは「ウクライナ戦争と(ヒロヒトラー)」。私はもちろん読んでるけど、本誌の多くの読者は見てないんだから。よろしく。

**天野** ハイ。4月24日にウクライナ政府が投稿した動画で、ファシズムとナチズムを説明するために、中央のヒトラー(ドイツ)をはさんで、左側にムツソリーニ(イタリア)、右側にヒロヒト天皇(日本)の顔写真を示し、その下に、「ファシズム・ナチズムは1945年に敗北したという文章」というやつでした。これに、なんと日本の外務省が抗議。ウクライナ政府は大切な現在の戦友である「日本」を怒らせたことに「謝罪」という、政治的茶番劇。日独伊のファシズム三国同盟による世界戦争だったから、ウクライナの動画はあたりまえ。天皇は「平和主義」でファシズム同盟とは、関係ありません、なんて日本側の態度を支持する声はあっても、あれで「あたりまえ」じゃないかという声がほとんどないのにあきれて書いたの。

——天野さんたちからすれば、大問題。

**天野** あなたにとってもソウじゃないの。ここでもふれたけど、1971年の天皇ヒ

ロヒトの欧州訪問の際に、日本のマスコミは大きく扱うことは避けただけど、デンマークのコペンハーゲンで、車列に「クソ爆弾(コンドームに詰められたクソ)」が投げつけられ、ヒロヒトラー」という大きな抗議の声が浴びせられ、自分が乗っている車にも空き瓶が投げつけられフロントガラスが破損した。西ドイツでも「戦犯ファシスト・ヒロヒト」糾弾の学生デモ。イギリスでだって天皇の軍隊の信じた捕虜虐待に対して鋭い怒りの声が浴びせられた。こういう歴史こそが、「ヒロヒトラー」という言葉こそがいま振りかえらるべきだと、そこで主張しました。

——天野さんは戦中については天皇制ファシズム論者なのね。

**天野** もちろん。

——でも、あの侵略戦争や、天皇制を否定した戦中の共産党系の左翼も、ファシズムと規定しなかったという点は天野さんも触れていましたよね。

**天野** ウン。でも、天皇制を前近代の古い制度(絶対主義)の残り物と考え、近代の煮つまりの産物であるファシズムとは別という認識が、それを支えていたけど、戸坂潤という、ペンの「ゲリラ戦」を最後まで持

続いて獄死した「講座派」系の哲学者は、それは世界史の「常識」に反すると正面から批判し、天皇制ファシズム批判を時代の渦中で緻密にねばり強く日本ファシズム・イデオロギー批判として続けました。この点も、そこでふれた。でも、当時の左翼の、その論議とは、戦後操作的につくられ続けている「平和主義」「天皇(制)」というイデオロギーの問題とは、とりあえず別次元の話です。

——そうなんでしょうね。これ続けると話が大きく脱線して、また止まらなくなるとまずいから。この点は、ここまで。

**天野** アノネー、脱線しないようにブレーキかけながら話をしていてでしょう。(笑)。私だけの責任にしないでください。

——ハイ、ハイ(笑)。

**天野** でも、この話の流れになったから、ついでにもう一つ、私の文章、すこぶる短いものの一部を紹介して、この話をキチンとシメさせてください。ヨロシイですか。

——直接に関係してですか。

**天野** もちろんです。

——仕方ない、積み残してきた問題、聞かなければいけない話が盛りだくさんだけど。

**天野** 安倍政権が成立させた歴史的悪法、あの「戦争法」抗議でもり上がった国会包囲抗議行動の渦中で感じたことを書いた日

本キリスト教団の神奈川の「ヤスクニ・天皇制問題小委員会」のニュース(2016年6月13日発行)に書いたものです。

「この激動の渦中、私は一つの事が気になり続けていた。そのアクションの中には、安倍の顔にヒトラーひげをつけた実によくうまい絵がかかわれていることが多かった。財務相の麻生太郎による「ナチスの手口をまねて改憲を」との公言もあり、詭弁と嘘にまみれた安倍政権のファシヨ的政

権運営を目の前にしているのだから、抗議運動の中に、『ヒトラー安倍』の顔が掲げられるのは当然のことと言える。しかし、である。／同時期の反原発集会で、こういう発言があった。『原発事故の責任者たちはまったく責任を取らず、処分されていない。トップの責任者のリストを私はアイヒマン・リストと名づけトコトン責任を追及し続ける』。ナチ犯罪同様、時効なきものとして責任追及。それに異議などない。しかし、どうして政治悪(ファシヨの政治)の象徴は、ここでも、わざわざドイツのナチズムなのだ。イタリア(ムッソリーニ・ドイツ(ヒトラー)・日本(ヒロヒト)の三国ファシズム同盟の歴史を考えれば少しおかしくないか。天皇の侵略神社『靖国』の植民地支配・侵略責任がキチンと問われなかった。天皇制を政治悪とする、あたりまえの認識

がタブーとされた。敗戦70年以上の時間、それがつくりだした『歪み』が運動の中にもそんな風に生きている。そういえないか。」「安倍政権・天皇制ファシズム・ヒトラー」のタイトルのものです。

——フーン、キリスト者のメディアなのね。信仰と関係のない天野さん、そういえばその世界のメディアによく登場してましたよね。

**天野** ウン。運動仲間にはキリスト者が本当に多いからね。それより、天皇(制)を戦争の反対の「平和」のシンボルとする、あるいは戦争を終わらせる「聖断」で人々の命を救った恩人という最大の政治神話(大ボラ、「東京裁判」で被告としなかっただけでなく「証人」として引き出すことすら避けた、アメリカの占領政策にもバックアップされてつくられた、この「政治神話」の毒が私たちの運動中にもかなりまわってきているという大問題。

——ハイ、ここまで。基本的におっしゃりたいことはよくわかりましたから。

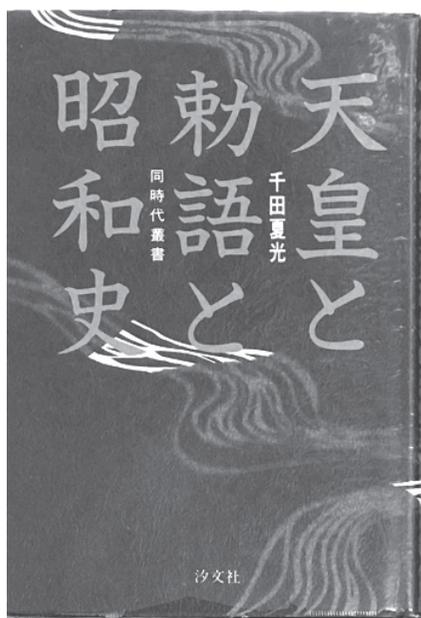
**天野** もう一言。人々に首つりにされたイタリアのムッソリーニ、廃墟の地下で愛人と自殺に追い詰められたヒトラー、なんの責任も問われず、戦後も天皇であり続けられたヒロヒト。「A級戦犯岸信介」が早々と戦後の首相に返り咲けた「無責任大国」ニッポンの政治文化の問題が、この間の自

民党と「統一原理」の問題でも、改めて噴出して  
いるんだと思います。

この点まで、歴史的根拠が深く批判的に掘り下  
げられるべきだと思います。今、またチャンスで  
すから。

——天野さんも、いやに力が入りますね。本当は、イギ  
リス王室の賛美キャンペーンを通して、天皇制ヨイショの  
記事やニュースが氾濫してますし、イギリス王室と皇室関  
係の持つ問題、秋篠宮眞子さんバッシング記事も終わりに  
せん。「皇室スキヤンダル」と「大衆天皇制」についてのお話  
も、入り口のところでストップしています。またもや、大  
量に問題が積み残されたままですが、今日はここまでにし  
ましよう。

(あまの・やすかず／本誌編集委員)



## 講演会のお知らせ

### 【司法の責任とは何か】

—関西電力の大飯原発3・4号機運転差止判決、  
および高浜原発3・4号機差止仮処分決定を出した  
樋口英明・元福井地裁裁判長に聞く

\* 講演：「私が原発を止めた理由

——本当は誰にでも分かる原発差止裁判」

\* 講師：樋口英明（ひぐち ひであき）さん

\* 日時：2022年12月10日（土）13時半開場、14～17時頃

\* 場所：京都大学吉田キャンパス本部構内

法経済学部本館 法経第4教室

\* 参加費：無料

コロナ感染症の影響も考え、講演会参加は事前申込制  
以下の参加申込フォームからお申し込みください。

<https://forms.gle/Dy9Nou8vwZW4C1mN6>

\* 主催：高山佳奈子（京都大学大学院法学科研究科教授）

樋口英明・元裁判長講演会実行委員会

\* 連絡先：peace@tc4.so-net.ne.jp（担当：藤井）



# 核保有国ロシアとの つながりを拒んだ長崎市

山口 響

「8月9日前後の長崎について」というお題を編集部からいただいた。昨年まで「季刊ピープルズ・プラン」誌で長崎の状況について定期的に発信していたので、私の自己紹介も含め、くわしくはそちらの方もご参照いただければと思う。

さて、今年の長崎原爆忌について。国際的にみれば、あまりにもいろいろなことが起こる中で原爆忌だ。かたや、ロシアのウクライナ侵攻と、それに伴うロシアによる核使用の恫喝。かたや、核兵器禁止条約の初の締約国会合（6月）と、ちょうど原爆忌前後に開催されていた核不拡散条約（NPT）の再検討会議。

こうした中で私が強烈に違和感を持ったのは、長崎市と広島市がそれぞれの原爆忌に開いている式典にロシアとベラルーシの代表を招待することを今年取りやめた一件だ。例年、式典にはアメリカやロシアなど核保有国の大使らが招待されている。ところが今年、ロシアとベラルーシだけを選んで排除しようというのだ。

長崎市の田上富久市長はこの理由について、「ロシア大使らを招くと、式典中に侵攻への抗議活動など『不測の事態』も想定されるとして『平和を直接訴えかけ、被爆の実相に触れてほしい思いもあり残念だが、式典を最後まで厳粛に行うことを中心に考えたい』」と説明している（長崎新聞、22年5月27日）。

たしかに、「8月9日を静かな一日として過ごしたい」という考えは広く存在する。式典自体がある種の「法事」のようなものだから、多くの人がそう考えるのもやむを得ないことだ。長崎新聞の記者は、被爆者のある遺族（50代女性）が、8月9日早朝に平和公園の式典会場を訪れたが、報道各社が参拝者を取り囲んで取材しているのを見て、「お参りする感じではない。もう来ないかな」とつぶやいて、会場外で手を合わせて立ち去る様子を書き留めている（8月26日紙面）。

そういう意味では、「厳粛な式典」の論理を盾にしてロシア・ベラルーシの代表を

招待しないのは、なかなかうまいやり口だと言える。もちろん、正当な政治的表現の権利を「不測の事態」ととらえる感覚は理解しがたいが。

他方、広島市の方は、例年通りロシアを招待する方向で考えていたが、日本政府から招待しないように促されて取りやめた報道されている（長崎新聞、22年5月21日）。「経済制裁をしている中、招待することで日本の姿勢を誤解される恐れがある」というのが広島市の説明だが、どうにもわからない。何をどう誤解するというのだろうか。

ただ、日本政府から言われたからやめた、というのはある意味で正直な告白だともいえる。長崎市も表面上は「厳粛な式典」を掲げてはいるが、おそらくは外務省や広島市と計った上での判断なのだろう。

しかし、長崎・広島両市ともこれまで、特に核保有国の指導者らに対して、「被爆地に来て被爆の実相を学んでもらいたい」と訴える「被爆地訪問政治」をさんざん展開していたのではなかったか。それなのに、核兵器の使用を明確に示唆しているロシアの代表を今年呼ばないということは、自らのこれまでの主張を簡単に曲げること以外の何ものでもない。

結局のところ、これまで長崎市が訴えてきたことは、「被爆地よいとこ一度はおい

で」式の、被爆地を一種のブランド化する観光客誘致の延長でしかなかったのではないかと、この疑いが強まる。「ピース・フロム・ナガサキ」を訴える長崎で交わされるべき「平和」の話題とは、ウクライナ危機のような血生臭いそれであってはならず、生ぬるく漠然とした「平和」の大事さで皆が一致できればいい、という程度のものなのだろう。

\* \* \*

さて、8月9日からは話題が外れるがもう一つ。この文章を書いている9月22日の翌日、いよいよ長崎新幹線が開通するが、開業イベントの一環として航空自衛隊の曲芸飛行チーム「ブルーインパルス」が長崎市上空を飛ぶことになっている、というニュースを聞いて仰天してしまった。新幹線の沿線5市と長崎県が航空自衛隊に要望したというが、新幹線開業になぜ軍隊がかまねばならないのか。

長崎県は、佐世保に海自、大村に陸自、海自がそれぞれ基地を持っており、佐世保には言うまでもなく米海軍基地がデンと座っている「軍事基地県」である。三菱という一大防衛企業も当地に根を張っている。その意味で、長崎の「平和」イメージは常に自己分裂を起こしており、「平和」

を口にするときも、現実の紛争や政治情勢にはできるだけ関わらない「当たらず障らず」の姿勢が濃厚だ。

そもそも、この長崎新幹線自体、キナ臭い動きの中から生まれてきたものだ。旧運輸省が新幹線整備計画の中に北海道・東北・北陸・鹿児島と並んで長崎ルートを入れたのは1973年のことだが、オイルショックのあおりで計画はいったん頓挫。計画が解除された78年、久保勘一・長崎県知事が当時の自民党幹事長だった大平正芳らからある「念書」を取る。放射線漏れ事故を起こし、寄港先を失って漂流していた原子力船「むつ」の修理を佐世保で受け入れることと引き換えに、長崎ルートを他の4路線よりも遅らせないことを確認したものだ。

結局、約束は守られなかった。「むつ」は同じ78年の10月に佐世保港に入港するが（82年8月に大湊港に回航）、国交省が長崎ルートの一部の建設を認可したのは、ようやく2008年3月になってからのことだった。

そうまでして完成したこの正式名称・西九州新幹線を、長崎県や市、報道機関としては、開業する以上は全力で盛り上げる他はないのだが、長崎県民からするとその利便性には疑問符が付く。そもそも、コスト削減を理由として、「むつ」を受け入れた

県北にルートを湾曲・延長させてまで新幹線を通すことはしなかった。しかも、これまでは長崎く博多間を特急「かもめ」が約2時間つないでいたのが、新幹線が長崎く武雄温泉（佐賀県）しか開通していないため、長崎・博多間の移動のためには武雄で一度乗り換えなくてはならない。それで得られる時間短縮効果もせいぜい20く30分程度だ。

つまるところ、「むつ」を被爆県が受け入れたという不名誉な歴史と、建設業者たちの狂宴のために費消された借金だけが残ったということだろうか。

（やまぐち・ひびき／長崎の証言の会）

近所で、値上げをする飲食店がちらほら出てきた。食材や燃料費、物流コストの上昇などが原因だ。電気料金も3割ほど上昇した。よく行くイタリアンレストランのマグムに聞くと、電気料金の上昇は体感的に倍だそう。「お風呂の回数を減らそうかな」とも漏らす。揚げ物をつくる油の値上がりも半端でない。お好み焼き店の女将によると、ロシアのウクライナ侵攻の影響で、アルミが高騰し、アルミホイールまでが値上がりしているという。

アルミサッシなどが品不足で、住宅の内装がなかなかほかどらず、建築関係者も困っている、という話も聞いた。

これもイタリアンレ

ストランによる話だが、豚コレラの影響で、イタリア産の生ハムが輸入されず、いまはフランス産とスペイン産でしのいでいるそう。生ハムはつくるのに熟成を含めて2年間はかかるそうで、シェフは「しばらくだめでしょうね」と話す。今年の夏は、ヨーロッパが熱波に襲われ、欧州からの食材がなかなか届かないとも嘆く。

値上げするばかりでなく、閉店する店も出てきた。人手不足で、スタッフが集めにくい。見ていると、飲食店の運営は激務で

ある。休みは、週に1日しか取れない。人手不足となると、病気にもなれず、補助金も出ない。

新聞記事に「仏、カナヅチ増える?!」という不思議な見出しがあった(『日本経済新聞』2022年9月13日夕刊)。燃料高で温水プールや、プールサイドの暖房にコストがかかるため、プール運営会社が仏国内の30か所のプールを閉鎖する。コロナの感染拡大で2年以上にわたって、水泳の授業がで

## 引き算の時代

きなかった学校も多い。水泳の授業を受けられない生徒が増え、泳げない人⇨カナヅチが増えるというわけだ。

数週間前、我が家では事件があった。妻が夜中に、なんのはずみか、壁と階段のあいだの隙間に頭を挟んでしまい、抜けなくなった。翌朝、救急隊員に来てもらい、抜こうとするのだが、耳が邪魔して脱出できない。仕方なく、壁の板を壊して、なんとか抜けられた。その際、壁際に積んであった本を崩すことになった。人命救助のため

である。現在の我が家の居間は、散乱した本で埋まっている。それ自体は困ったことだが、よい点もある。引越して以来30年間、見なかった本に出会える。「こんな本をもっていたのか」と見入ってしまう。妻は、それを「古本屋ごっこ」と名づける。たとえば、およそ20年前に刊行されたグルメ本『東京いい店 うまい店』(文藝春秋、1998年)をながめていると、情報としてはすでに過去のものだが、感じることも多い。「和食」や「フレンチ」など、料理ごとに店が選ばれ、「味」「値段」「サービス」という項目で採

点されている。店の場所が地図に配置さ

れている。我が家の近所の「飯田橋」の地図を警見すると、当時の店の半分がなくなっている気がする。「飯田橋」で最高点を取ったうなぎ屋にひさしぶりに行ってみたのだが、記憶していた味とはちがっている。現状を維持するのはむずかしい。すべては変化していく。コスト高のなか、なにを減らせるか、きびしい引き算の時代をむかえている。

(すずき・ひとし/ブック・デザイナー、題字デザインも筆者)

連載「セイ・第88回

鈴木一誌

# のら 心 の修復運動 ——「中国文化財返還運動を進める会」の活動

鄧 捷

日清戦争の時に中国遼寧省海城市三学寺から運ばれてきた靖国神社にある最古の狛犬（以下は中国の習慣に従い「石獅子」とする）を筆者が直接目にしたのは二〇二一年三月のことである。筆者は「中国民間対日賠償請求連合会」（以下「連合会」）の要請を受けて、弁護士の一瀬敬一郎氏及びその関係者と、この日、石獅子が鎮座している大鳥居の近くで会った。一瀬氏は以前から、「鴻臚井碑」（唐が渤海王を冊封した事績が記されている石碑、一九〇八年旅順から日本へ運ばれ、現在皇居に置かれている）の返還運動に取り込んでいた連合会と交流を持っていた。初対面以降、私たちは数回の勉強会を開き、同年六月に、同じく三学寺から日清戦争の戦利品として運ばれてきた、現在は栃木県矢板市の山縣有朋記念館に置かれているもう一体の石獅子を実見した。

勉強会はその後、「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議」の五十嵐彰氏から助言を受け、文化財返還問題の基礎的な考え方を学び、同年年末に市民グループ「中国文化財返還運動を進める会」（以下「進める会」）が正式に発足した。このように、進める会の成立は文化財返還を求める日中双方の動きのなかで実現した。中国では一九九二年に前述の連合会が香港で設立された。その後、一九九四年頃から、歴史学者の王仁富氏らによって「鴻臚井碑」の研究と返還運動が始まっていった。連合会は二〇一四年八月に日本駐中国の木寺昌人大使を通して天皇と日本政府に文書を送り鴻臚井碑の返還を求め、二〇二一年二月には石獅子返還を求める書面を靖国神社に、翌年三月に山縣有朋記念館に出した。進める会の共同代表である五十嵐氏は、「文化財返還とは（もの）に生じた『傷』を修復すること」であり、その『傷』は表面的に見えないが、その（もの）がその（場）にもたらされた経緯を知ることによって明らかになる」と述べている（五十嵐彰「文化財を返すとは、どういうことか？」中国文化財返還運動を進める会編二〇二二『中国文化財の返還——私たちの責務』）。現在のいわゆる「先進国」が植民地支配



皇居内の鴻臚井碑（中国・遼寧省・旅順）

や戦争によって自らの近代化を果たし、軍事的・政治的暴力を背景として植民地や戦場から様々な（もの）を帝国本国に運んだ。中国の場合、日清・日露戦争から一九四五年まで約五〇年間日本から侵略を受け続け、その過程において破壊・略奪された文化財は枚挙に暇がない。日中戦争終結後、当時の中華民国教育部清理戦時文物損失委員会が作成した目録には、総計一八七九箱、三六〇万件、破壊された古跡七四一カ所にのぼる略奪品がリスト化されている。進める会はこうした略奪文化財の「経緯」を研究して広く社会に公開し、当面の返還

運動の対象を（靖国神社と山縣有朋記念館の石獅子）と（皇居の吹上御苑にある「鴻臚井碑」とし、日本が中国から不当に奪った文化財を（元の場所に返還する）ことをめざす。私たちはこの運動を「日本人が主体的意志で返すことが過去の清算になる」運動（瀨瀬厚「東京新聞」四月二日）として捉え、文化財の返還が最終的に真の日中友好実現に一步近づくことになることを確信している。以下は進める会が展開してきた活動及びこの間の中国側の動向を紹介する。

## 「中国から略奪した文化財の返還を求め る緊急集会」の開催

今年四月二〇日に衆議院第一議員会館で日中国交正常化五〇周年企画として「中国



靖国神社内の石獅子（中国・遼寧省・三学寺）

から略奪した文化財の返還を求める緊急集会」を開いた。集会には約百名が参加し、ジャーナリストの高野孟氏と五十嵐氏が講演を行ない、国会議員や歴史学・法学・文学などの研究者、教育関係者などが返還運動を支持する発言をした。

集会の様子は新聞報道やSNSを通して中国にも伝わり、良識のある日本人の活動として注目された。集会を受けて、五月六日に上海大学「中国海外文化財研究センター」はオンラインで「唐鴻臚井刻石の返還を求める研究会」を開いた。

## 靖国神社への返還申し入れ

盧溝橋事件記念日の七月七日に、「中国由来の文化財の返還に関する要望書」を靖国神社と山縣有朋記念館に提出した。後者は郵送であったが、靖国神社には当会の共同代表ら六名が、仮社務所になつている「啓照館」を訪ね、広報担当の総務課長である権禰宜・後藤智司氏に面会して要望の趣旨を口頭で説明したうえで要望書を手渡し、「地元の合意を得ずに国外に持ち去られた文化財については、本来あつた場所に戻すこと」、「返還を希望している関係諸機関と早急に交渉を行ない、日本と中国との友好関係をさらに深めるために寄与されること」を要望した。

この申し入れに靖国神社から回答（七月二三日付）があつた。（1）「当神社第一鳥居脇所在の狛犬返還の要請」があつたが、「神社のみで解決しがたい案件であると認識」しているが、（2）「当時の経緯等に関し再度調査が必要かと思われる」ため、「今暫く御時間を頂戴できれば」というものであつた。

この申し入れと靖国神社の回答に対して、「亜洲週刊」（二〇二三年八月三日）は華東師範大学教授管建強氏の意見として次のように伝えた。

神社側の態度は「実務的で誠実なもの」であり、「過去の歴史はすでに変えることができないが、略奪した中国文化財を返すことは日本の歴史責任を清算することを意味し、靖国神社と日本政府が中国文化財返還問題をより積極的に実行することによって、国際社会の日本に対する再認識と称賛を勝ち取ることを期待する。」

## ブックレット『中国文化財の返還 私たちの責務』の刊行

八月一日には進める会の編集によるブックレット、『中国文化財の返還——私たちの責務』が刊行された。本会を準備する過程で、文化財返還についての基本的な考え方や、それぞれの文化財が略奪された経緯



22/4/20・院内集会での記者  
会見（筆者は右から二人目）

などについて検討してきた。その研究成果を、本会のメンバーが分担執筆してまとめたのがこのブックレットである。

### 特別報道番組「略奪された国宝——唐鴻臚井刻石」

八月一日、中国中央テレビ（CCTV）は特別報道番組「略奪された国宝——唐鴻臚井刻石」を放送した。「鴻臚井碑」流失の理由、過程、現状、返還を求める民間組織の活動、日本の進める会の活動まで詳細に紹介した。

「鴻臚井碑」は唐が中国東北に対して主権を有すことを証明する歴史資料であるため、これを略奪し皇居に隠したのは、満州に対する野望の始まりであると説明した。同番組は海城三学寺の石獅子についても触れ、成立したばかりの第二次岸田内閣と統一教会の関係、政治と宗教の関係という文脈で、政治利用される靖国神社とそこに置かれている石獅子を取り上げた。

### 鴻臚井碑に関しての宮内庁レクチャー

皇居に置き公開を拒否し続けている鴻臚井碑の現状について、八月二九日に進める会のメンバー五名と吉田忠智参議院議員が参議院会館内で宮内庁の職員五名と初めて質疑応答の場を持った。

「国有財産」に指定された経緯、法律根拠、非公開の理由、戦利品であるかどうかの認識、国有財産を返す場合の手続きなどについて質問した。

宮内庁の答えは概ね以下である。

戦前の皇室財産が新憲法施行の際に皇室の私有財産と国有財産に分けられ、鴻臚井碑は国有財産になり、現在、国有財産法に従って宮内庁によって管理されている。

「鴻臚井碑」を含む吹上御苑エリアがセキュリティの面から立入禁止になっており、それは静謐な環境を保つためである。

戦利品かどうかについて、宮内庁では「国有財産」として引き継いでいるだけなので、そういう資料は宮内庁にはない（進める会の共同代表の東海林氏は「明治以降の宮内省・宮内府・宮内庁が作成又は取得し、移管された特定歴史公文書等を所蔵する宮内公文書館と、さらにアジア歴史資料センターにも該当資料がある」ことを強調し、確認を求めた。）

返還手続きについても、朝鮮王室儀軌の返還を例に、日韓両国政府間で「日韓図書協定」が調印され、返還されたことを紹介した。レクチャーの前に受け取り拒否を予告されていた「要望書」は最終的に受け取ってもらい、国会議員の吉田氏がぜひ「鴻臚井

ブックレット（A5版/54頁）の申し込み方法

\* 価格・500円＋送料（4冊まで180円）

\* 郵便振替・00120171636180

\* 加入者名・中国文化財返還運動を進める会

\* 連絡先・中国文化財返還運動を進める会（瀬法律事務所）

Tel 03-3501-5558

mail: info@ichinoselaw.com

碑」を見たいという希望を伝えた。

中国側の関係者は、「鴻臚井碑」の返還を求めている市民グループが国会議員と共に宮内庁職員との面談の機会を持てたことに希望を感じたが、他方、「国有財産」という言葉で逃げ切ろうとする宮内庁の回答は中国側の関係者を大きく失望させた。

文化財返還運動は実に道のりが長く険しいものである。前述の王仁富教授（中華唐鴻臚井刻石研究会名誉会長）は自身の高齢を顧み、鴻臚井碑の帰還を待ち望む心境を次のような言葉に託した。

「每一抹斜阳 都望眼欲穿  
夕暮のたびに、待ち焦がれる眼  
每一个佳节 都黯然神伤  
佳節のたびに、暗然と落ち込む心  
每一场秋雨 都泪湿衣衫  
秋雨が降れば、涙で衣をうるおし  
每一路春风 都怀抱希望  
春風が吹けば、また希望を抱く

国宝 中国没有忘记！

国宝よ、中国は忘れたりしない

——ぼんご耄耋の年王仁富教授

遙か日本皇居にある中国唐鴻臚井刻石に致す」

かつて虐げられた側の人間の嘆息は今日までなお続いている。この現状に私たちがどう行動すべきか。最後に五十嵐氏の言葉で締めくくりたい。

「かつて植民地を支配したことによってもたらされた特権を享受している日本に暮らす者として、あるべき〈もの〉をあるべき〈場〉に戻す。そのことによって私たちを取り巻く瑕疵文化財が負っている見えない傷を修復して、文化財本来の価値を取り戻す。文化財返還運動は、目に見えない〈もの〉を見ることができるようになるための私たちの心の修復運動です」（五十嵐彰前掲書）。

この「私たち」はこの運動に共に携わる日本と中国の人々と考えた

（トウ・シヨウ／関東学院大学教授）

参考資料：これらの文化財も中国由来のものである。



上：永青文庫の金銀錯狩獬文鏡（中国・河南省・洛陽）  
左：根津美術館の菩薩坐像頭部（中国・山西省・天龍山石窟）

# のら 運動が 現場 「国葬」反対！ 強行までの闘いと 「国葬」後の私たちの闘い

菱山 南帆子

## 憲法違反の安倍元首相の「国葬」を閣議決定

2022年7月8日、安倍元首相が参議院選挙の真つただ中、演説中に暗殺された。誰がこんなことを予想しただろうか。

長きにわたって安倍晋三氏、および彼が行ない続けてきた「アベ政治」との闘いは急展開となった。

そして7月22日、400人が朝8時から首相官邸前に詰めかけ、反対の声をあげる中、岸田政権は安倍元首相の「国葬」を閣議決定した。

このような「なんでも閣議決定」「政治の私物化」「強行採決」という姿勢はまさに「アベ政治」が作り出してきたものだった。

安倍元首相が殺害されてから、カルト集団旧統一教会との癒着が明らかになり、自民党の国会議員半数以上がこのカルト集団と関わっていた。

カルト教義の女性差別、反共思想、改憲推進などを政策に反映することによって金やモノや人を受け取っていたということ

知れば知るほど驚愕するが、それと同時に、知ったからには私たちはこの状況をいつまでも続けさせてはならない、大転換を勝ち取らなくてはならないという思いが日に日に増してくる。

ここで変わらなければならぬ。変わるための大チャンスが今、目の前に訪れている。

## 「国葬」反対の大きなうねり

今、東京に限らず、全国各地で「国葬」反対の街頭宣伝やシール投票、集会やデモが連日行なわれている。

さらに、自治体に「弔意の強制をしない」と申し入れ行動をする市民の広がりもある。

そのような流れの中で、「仕方ないよね」の世論が確実に「おかしいよね」に変わり始めていることを感じる。そしてそれに輪をかけるように私たちの運動が「おかしい」と言える雰囲気を作り出している。

それに押される形で、招待状が届いた国会議員や首長の「国葬」欠席表明が毎日増

えている。

まさかこれだけの「国葬」反対のうねりが巻き起こると思わなかったであろう岸田政権は慌てふためき、「国葬」強行を「弔問外交」だと正当化するような妄言を吐き始めた。もっとしなくてはならない平和的外交をせず、軍事費用を爆上げしようとしている日本は葬式外交しかできないのか。恥ずかしい限りである。

このような態度がさらに市民の怒りに火をつけ、「国葬」反対の声の広まりは国内に留まらず、世界各国にも影響を及ぼし始めた。

各国の要人も続々と不参加を表明し始めた。あれだけ仲の良かったアピールをしてきたトランプ元大統領でさえもだ。

これだけ強行的に出ておいて、参加者が少ないなんて恰好つかない。そう考えた政府は自衛隊を千数百人ほど動員させると言う。

また、銃撃されて当の本人が亡くなったのにも拘わらず、19発もの空砲を撃つという。本当に悼んでいるのかどうかさえも疑うような演出をするそうだ。

武力で平和と命は守れないと言うことを「お花畑理論」だと一蹴し、平和憲法を「みつともない憲法」だと言っていた、安倍元首相はいま、何を思うか。聞いてみることに



できないのが非常に残念だ。

これは全くの私個人としての意見だが、私は安倍元首相の「国葬」だけではなく、すべての人の「国葬」に反対だ。それが天皇であっても「国葬」には反対だ。

私が生まれた時にはもう昭和天皇は亡くなっていたので「国葬」や国全体が喪に服すという雰囲気を知らないのだが、仲間から聞く限り一種異様な雰囲気だったという。

「人の上に人を作らず」というけれども、「死」に格差をつけてはならないと思う。

どんな人の命も尊重されるべきだ。だから私は死刑制度にも反対だ。

## 「国葬」を「アベ政治」への免罪符にしてはならない

安倍元首相の演説中の殺害は許されるべき行為ではないが、だからと言って「死」によって今までの「アベ政治」への免罪符にはならない。免罪符にしてはならない。

今回の「国葬」を巡る運動の盛り上がりと世論の動きによっては日本の未来が大きく変わるのではないかと感じている。

カルト教義の改憲も頓挫する可能性もな  
くはない。

「国葬」当日の反対運動の盛り上がり、私たちがどれだけ声を上げるかによって、安倍元首相の「死」の政治利用が有効になるのか無効になるか、むしろ逆効果になるかの分かれ道になるだろう。

私たちが今まで闘ってきた相手とは右傾化したものではなく、カルトであったということが分かったからには、このカルト政治と徹底的に真正面から闘う必要がある。

男性社会で、権威主義で、諦めを植え付けられ、個ではなく家族単位で人を見て、違いを許さず、対話よりも沈黙、立ち上がるよりも我慢が美德とされてきたこの日本の風土を変えるチャンスが訪れている。

ここで変わらなくてはいつ変わるのだ。一番人口の多い団塊の世代が徐々に運動の前線から離脱してきている。闘ってきたそんな団塊の世代の人たちに、しっかりと次世代に運動を繋いでいってほしい。

「あの頃は」なんて運動論は通用しない。「今」どう闘っているのか。昔ではなく今の「成功体験」を若い人に示してほしい。「闘ったら勝ち取れる」「闘えばもつと生きやすくなる」そんな光景を見ることが大人の責任だと30代に突入した私は強く

思っている。

その絶好の機会が今だ。

安倍元首相の「国葬」反対の世論をさらに盛り上げ、岸田内閣の支持率を叩きに叩き落とし、退陣に追い込み、憲法改悪の動きを完全に止めよう。

9月27日までの運動も重要だが、27日の「国葬」強行日以降の闘いがより一層重要になってくる。

闘いは27日までではない。27日以降だ。

これだけの反対世論に耳を傾けない政治、カルト政治を許していいのか？ と引き続き街に繰り出し、対話運動を広げ世論を変えていこう。

安倍首相がことあるごとに悪口のように国会答弁中に野次を飛ばしていた「日教組！ 日教組！」「共産党！ 共産党！」。今度は私たちが「統一協会！ カルト政治！」と言う番だ。

社会の大きな転換点に私たちは立たされている。

（ひしやま・なほこ／許すな！憲法改悪市民連絡会事務局長）

「国葬」反対運動へのカンパは  
\*郵便振替口座：00120-7-634378  
\*口座名：総がかり行動実行委員会  
・備考欄に「国葬反対」と明記ください。

## 〈よそのもの〉目線の広島②

### 陸軍の痕跡、 「普通の人」の暮らし

田浪 亜央江

焼いても煮ても炒めても、ピクルスにしてもおいしく、おまけにヘタさえ取れば皮剥き不要で切りやすい、ナスという野菜はすばらしい。水ナスやら長ナスやらいろいろ並ぶ秋の広島ではなおのこと、いろいろな食べ方を試したい。でも今は面倒だから、そのままスライスして塩で和えてぎゅっと絞っただけのやつに、オリブオイルをかけるだけだ。ぞんざいな食べ方でも畑からの採りたてはおいしい。今年は当たり年らしく、大量にナスをくれた中国人のK先生の大きな声を思い出し、今日会った男性もそうだったな、と思う。

今日は午後早めに大学を出ると、車で市街地を迂回して広島駅の東側に出て、久し

ぶりに比治山のとっぺんまで立ち寄った。比治山のとっぺんとは旧ABC（原爆傷害調査委員会）、今の放射能影響研究所（放射研）のあるあたりだ。放射研はずっと移転が検討されていて、今年6月に移転先が決まったのだが、その記事を読んでふと気になったのは、広島市がこれについて「全市民的宿願」という位置づけをしていることだ。もともと市民は比治山でのABCの建設に反対していたが、占領中のことで強行された、という。

被爆者の身体検査を行ない、そのデータだけ利用して治療はしなかったABCの問題はよく知られているが、建設前からの反対については、比治山という立地が問題だったらしい。新聞によれば、明治天皇の「御便殿」とか呼ばれる休憩所の跡地や陸軍墓地があることで、比治山は「市民にとって特別な場所」となっていた、とのこと。「全市民的宿願」という、このファナティックな二オイのする言葉遣いの起源はこれか。もう少し調べると、陸軍墓地はABCの建設のために墓石や遺骨が掘り起こされ、「荒れ放題」になっていたところ、戦友会員などによる「比治山陸軍墓地奉賛会」が復旧し、1960年に今のかたちにしたという。「奉賛会」の現会長は、「国葬」強行路線でいまや八方塞がりの岸田文雄だ（ちな

みにこの人の自宅も、この比治山エリアにある）。

広島市の国への要望書の中で、この「全市民的宿願」という表現が今も公式に使われているのを確認した。これだけで勘弁して頂きたいが、放射研移転後の整備計画なかで、この「陸軍基地」にスポットが当たることを想像すると気持ちが悪い。そんなことを考えながら、比治山のふもとまで来た。山とはいかが標高約70メートルだから、車ならあつという間だ。カーブを2〜3回曲がると視界がぱつとひらけ、放射研のかまぼこ型の建物が目に入る。駐車場は広いから堂々と無断駐車して、徒歩で裏手に回る。ここから先は初めてだ。それほど大きくはないが威圧的な、「陸軍墓地」の入り口がすぐに目に入った。まっすぐ伸びる石畳の道の左右に墓石がずらりと並び、ところどころに「広島県六二四柱」「愛媛県一一三柱」といった県ごとの看板が立っている。それが終わると部隊ごとの碑やら、不明になった「五〇〇余柱」の供養碑やら、被爆死とは別の位相で戦死者の扱いを考えのに格好の材料は揃っている、と思う。

しかしそんな関心もつかの間、進行方向の先に広がる景色のほうに気が取られ、碑を眺めるのはいったん端折ることにする。

午後から急に空が晴れ渡り、気持ちよい秋空の下、眼前には島の連なりと海面、その手前に広島市の街地一帯が広がる。こんな場所に、こんな光景が広がっているとは知らなかった。広島市街地からの海の近さと、遠近の瀬戸内海の島々が切れ目なく重なって、要塞のように位置しているのに改めて驚く。そして目を手前に動かすと、これもまた意外な近さで赤煉瓦づくりの旧「広島陸軍被服支廠」の四棟が目に入る。広島市が取り壊しの計画を発表したところ、保存を求める市民の声で取りやめになった。原爆ドームは圧倒的に、被爆という被害の記憶を伝えるものだが、軍服やら軍靴やらを作っていた被服支廠は加害の歴史を伝えるものであると同時に、そこで働いていた「普通の人々」の暮らしや意識を複眼的に考えさせる存在だ。

「こつちに警察署が来るんの、ご存じですか」と背後から大きな声がする。振り向くと展望向けにあしらわれたベンチに座っていた男性だった。聞けば、被服支廠のすぐ手前で広島南警察署の移転工事が始まっている、もし高いビルにでもなると、被服支廠はそれに遮られて見えなくなってしまう、それが心配でならない、とのことだった。「戦時中、お母さんがあつこの被服支廠で

働いてましたんで。昭和18年に結婚して呉に行きよりました、私はそつちで昭和20年に生まれたんです……」

77歳の男性は私に対し、自分の母親のことを「お母さん」と何の躊躇もなく呼んだ。私がちよつと関心を示したのに気を許したのか、男性は話を続けた。

「いい人がおつて、呉に嫁に行つて。おかげで私は、被爆二世にならずにすみましてん……。そのままお母さんが被服支廠で働いておつたら、どうなりよつたかな、つて。この辺ゼーんぶ、やられたでしょ」

被服支廠の保存を望んだ市民の多くは、別に「加害の歴史」の教材のためなどではなく、こうした個人的な記憶や郷愁のためだったのだろうと思う。私が口を挟む暇もなく、男性の視点は徐々に被服支廠から目に入る島々へと移り、さらに左手に見える黄金山の山腹に見える建物を指して、「あれが（ヤクザの）共生会の親分の家」と教えてくれたりした。むかし平清盛が切り開いた海峡という「音戸の瀬戸」のほうを指して、その伝承の話になってしばらくしたところで、私はそろそろ立ち去るようなそぶりを見せた。

「雨の日以外は毎日、舟入から来るんですわ。電動自転車であつちらおつちら、ここまで登つてね。お母さん、まだ生きと

るでーつて、挨拶しに来るんですわー」  
男性は被服支廠に向かつて、右手を左右に大きく振つて見せた。

「もう女房もいなくなりましてね……。三食外ですわ。朝はモーニング、昼はここ……。夜も、外……」

まあこれだけ、見知らぬ人間のスキをつかんで自分の話が出来る人だから、孤独な独居老人という枠に押し込めるのは失礼だろう。決して個人の問題ではなく、現代の「普通の人々」の暮らしがすっかり薄っぺらくなつてしまったのを感じて切なくなるが、バリバリの右翼オヤジなんか話しかけられるよりずっと良かった。丁寧に別れを告げ墓地の入り口に戻ると、確かにさっきの男性のものらしい電動自転車が脇に停めてあつた。その横で白くて長い眉毛が横に伸びた、年寄りらしい猫が寝ころんでいる。

ナスをくれたK先生からは、案の定またパソコンの困りごとを助けて欲しいという連絡が来た。ナスなんか騙されていたわけではないぞ、と思いながら、東京ではあまりなさそうなコミュニケーションのとり方を面白がる余裕が残っていることにほつとする。文革世代の苦勞人らしいK先生の話をつか聞けることがあるだろうか、と思いつながら、また比治山の男性のことを思い出した。（たなみ・あおえ／中東地域研究）



新曜社・2022年・2300円+税

## 『社会運動史研究4 越境と連帯』

大野光明・小杉亮子・松井隆志著

1980年代、アジア太平洋資料センター（PARC）の専従事務局にいた私は、「越境と連帯」というタイトルに私事のような特別な思いを感じ、同時代にいた自分の経験を照らしながら、興味深いそれぞれの記事を一気に読んだ。

それぞれのテーマは一見するとばらばらに思えるが、最初に3人の編者が共同執筆した巻頭文から読むことをお勧めしたい。

日本の植民地主義を否認・忘却しながら「復興」と経済成長、そして「平和」へと一国主義的に閉じていった「戦後」の日本社会のなかで、様々な前史を背負いながら、観念的な国際主義ではなく、人と人、人と出来事が具体的に出会い、境界線を越えて連帯の実績を作っていった事例を、共通す

る時代背景のなかに置くことで、それぞれの記事は頭の中で上手く交差し、リンクさせることができた。特にインタビュー記事からは、語り手の人柄と時代の臨場感が伝わってきた。本来なら、すべての記事を紹介すべきところだが、字数の関係もあり、ここでは私が読後に一番関心をもった点について書いてみたい。

「国際連帯」とはなにか？ という問いは、私が40年前にPARCで活動している時から常にあつた。それは、アジアを侵すことで成り立つ日本をどうするかという大前提の上で、誰と連帯するかという相手の問題だった。1979年、解放後のベトナムがカンブチアに侵攻するという第3次インドシナ戦争が勃発した。そのあおりを受け、両国の解放闘争の影響を強く受けていたタイ共産党が分裂し、民主化闘争を支援していたPARCや市民運動は動揺した。この社会主義国間の戦争に対して、PARCはどちらの側にもつかない、という立場をとった。その後、フィリピンでは反独裁闘争が高揚し、日本の諸運動との直接の連帯が生まれたが、ここでも、民衆運動に強い影響力をもっていたフィリピン共産党が分裂すると連帯運動は一挙に勢いを失った。

当時のアジアの軍事独裁下では、民主化運動の多くは武装闘争を含む民族解放闘争

に支えられていた。私たちはそのことを承知した上で連帯活動を進めていったが、革命によって権力を奪取した途端、またはその過程で党が分裂してしまった時、それまで培ってきた民衆レベルの連帯は継続できなくなることを幾度か経験した。

当時、PARCの理事だった鶴見良行さんは、国家権力奪取型の闘いを支援することに批判的だったが、この問題を丁寧議論することはなかった。以来、ずっと抱えていたこの問いを解くカギになるかと、本書の武藤一羊さんのインタビューを真っ先に読んだ。これまであまり語られなかった事実を深掘した内容で、彼は共産党、新左翼時代を経て、PARC活動のなかで「党と国家に依らない民衆のインターナショナル」という考えに至った経緯を語っている。だがそうであれば、かつての連帯運動の教訓、負の総括について武藤さんの持論をもっと展開して欲しかったという欲求不満が残った。個人で総括することは難しい問題だとしても、第3世界の解放闘争が吹き荒れた時代に日本における連帯のあり方、「暴力」「非暴力」「実力闘争」について交わされた議論は、今後の運動史研究でさらに整理されていくことを期待したい。

大橋成子（おおはし・せいこ）ピープルズ・プラン研究所運営委員



## 事務局だより

### 「国葬反対」の先へ

台風が年々大型化してこの9月も各地に被害をもたらしました。みなさまご無事でお過ごしでしょうか。

ロシアによるウクライナへの軍事侵略から7ヶ月が経ちました。ロシアが軍事拠点として占領していたイジュームなどの地では、住民が拷問され埋葬された跡が次々と見つかりました。ロシア軍をウクライナから一日でも早く撤退させるためにできることを引き続き考えていきたいものです。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・締結を求める高校生ら若者グループのスローガンは、「私たちは微力ではあるが無力ではない」。このことばを一人一人が共有していけば日本の政治も社会も、戦争と気候危機、格差と不平等の世界も、少しは変わるかもしれません。

岸田政権の支持率が急落し、9月17、18日実施の毎日新聞の世論調査では支持が29%に対し不支持が64%と大幅に上回りました。最新の各種世論調査で各社共通しているのは政権支持率を不支持率が上回ったことです。この原因は安倍国葬の強行、旧統一教会と自民党との関わり、継続する物

価高にあります。

今最も問われているものは安倍政治の総括であり、歴代自民政権の旧統一教会との癒着の構造です。その自民党政治の強権的でグロテスクな表象が、安倍元首相の国葬。市民のモヤモヤ感が、安倍銃撃がもたらした衝撃から「国葬反対」の世論拡大と行動へと動き出しました。

「国葬反対」行動は東京では日増しに盛り上がり、市民の意見30の会、市民意見広告運動のみなさんは、主催団体の裏方としても国会前行動にも参加しています。

本誌が発行される時期、安倍国葬は岸田政権によって強行されるかも知れませんが、安倍政治への総括と追及を止めてはなりません。私は安倍が生活保護バッシングの「生活保護費の10%削減」を政権公約に権力の座に返り咲き、「貧困は自己責任」という社会意識を煽り格差と貧困を拡大し続けたことが許せません。

沖縄県民は県知事選挙で、玉木デニー知事が語ったように「県民の辺野古の新基地建設反対は1ミリもブレなかった」ことを証明しました。

検察は安倍が亡くなった途端に金まみれのオリンピック賭博を追及しはじめました。岸田政権は物価高と資源確保を口実に



原発再稼働と増設にまで踏み出しましたが、これを許してはなりません。

安倍国葬反対運動は安倍・岸田政権の旧統一教会問題の闇を炙り出す運動でもあります。たたかいは続きます。

(2022.9.21)

吉田和雄 (よしだ・かずお / 本会事務局)



# 読者おしゃべり

## ★私にぴあさん

北海道上川郡 加藤美智子  
私に出来ること。玄関に「戦争反対」、「国葬反対」のビラを貼ること。

## ★夢・希望を持ち続けたい

神奈川県川崎市 鷹野香代子  
いつもありがとうございます。  
誰もが平和の中で生きていける世の中を望んでいたのに戦争が起り続け、その中で苦しむ人が大勢いますが、笑われても夢・希望を持ち続けていきたいと思えます。

## ★ウクライナのふつうの市民の声はきこえる

神奈川県川崎市 椎野和枝  
窪島誠一郎と吉永小百合の対談を聴いた。無言館の絵が次々映されると見覚えのある絵にはっとした。  
木戸衛一氏の「時代の転換のドイツ」は最も知りたい情報満載であり、杉原浩司さんの現地取材の記者の発言をはじめとして、ウクライナの市民のことを現実的に考える資料となった。ゼレンスキーの言動には全面同調できないが、ふつうの市民の声は厳然ときこえる。

## ★191号特集、よく理解できた

静岡県伊豆市 堀越孝子  
毎回楽しみに読ませていただいています。

191号特集、とてもよく理解致しました。81歳。

## ★軍事費拒否の活動を

京都府京都市 村上聖子  
軍拡をすすめ軍事費アップが言われている今、40年ほど前から所得税を支払っていた70歳まで自衛隊違憲であるからと良心的軍事費拒否の活動をしていました。この活動を広げたい。

## ★平和で民主的な公助する政府を

京都府京都市 米盛晴江  
8・15集会にてはじめて冊子を見て読み、おもしろいのでしばらく読んでみたいと思えました。相対する意見も書かれていますので参考にあります。私は若い頃から非暴力・非戦・平和

## ★子供たちに平和な世の中を

富山県南砺市 畑 真理子  
憲法9条は自衛隊員の甥の命も守ります。未来を生きる子ども達に平和な世の中を残さなくてはなりません。

## ★心動かされた映画「教育と愛国」

京都府宇治市 木崎利夫  
J・C・J大賞に輝いた映画「教育と愛国」には心が動かされた。これは大阪の府や市が教育介入了たことに端を発したドキュメンタリーで、維新の歴史修正主義を告発した良心の作品で広く知ってもらいたい。

### 市民の意見30の会・東京 2022年7月～8月 会計報告

#### 収支計算書

収入の部		支出の部	
一般会費	172,500	印刷費*3	290,220
協力会費	80,000	発送費*4	199,122
敬老会費	316,000	編集経費*5	68,994
グリーン会費	2,000	旅費交通費*6	126,730
(会費小計)	570,500	家賃*7	391,669
カンパ	199,500	通信光熱費	48,998
事務所費分担*1	200,000	事務経費	18,983
雑収入*2	6,000	銀行手数料*8	7,205
受取利息	4	諸会費	2,916
		租税公課	0
収入計	976,004	支出計	1,154,837
		収支差額	▲ 178,833
前期繰越	12,856,347	当期残高	12,677,514

#### 貸借対照表 (2022年8月31日現在)

資産の部		負債・資本の部	
現金	68,322	預り金*9	178,476
預貯金	14,511,203	FIY基金	2,203,535
敷金	480,000	正味財産	12,677,514
合計	15,059,525	合計	15,059,525

(\*1)意見広告運動事務所経費分担金。(2)グッズ・冊子販売。(3)会報192号、封筒、振替用紙、チラシ等印刷。(4)会報ほかDM便等。(5)執筆謝礼図書カード、通信交通費、ほか。(6)事務所通所費ほか。(7)契約更新料・保険料含む。(8)郵便振込通知書発行料含む。(9)意見広告運動賛同金預かり分。

☆会費期限(会報購読期限)は、お届けする封筒の宛名シール下部に記されています。毎号のニュースに振替用紙を一律に同封しておりますが、これは納入請求ではありません。グッズ購入など任意の送金の際にお使いいただくためのものです。ご理解のほどお願いいたします。

# 編集後記

★アベ「国葬」に不参加を表明した自民党議員の言葉の中に「国賊」という言葉が飛び出して、自民党サイドの「言い過ぎ」との怒りのオシカリがあったという話題を目にした。奴らの文化からすれば、「反共国家主義」イデオロギーの共通性は前提としても、韓国の（奴らの言葉でいえば）「反日＝反天皇制」教祖の教団と政治協力し続け、選挙も勝ち抜いてきた「アベ」。

この「アベ」権力のハチャメチャさは、実は岸信介から始まる「自由民主党」政治全体のハチャメチャさの象徴である（「国賊」を「国葬」にする日本国！）。

自民党改憲プランは「旧統一教会」の改憲プランと「一致」している点（特に「緊急事態条項」・「皇室条項」）があることも話題になり出している。戦後保守権力の政治の根っこにある、とめどない腐敗を、歴史的（戦中の植民地支配から続くそれ）を具体的に明らかにし続けること。

どん詰まりにまで追いつめられた私たちに訪れた大きなチャンスとして、活用できるか。必要なのは一時的反撥でなく、持続的で緻密な実証的批判だ。（天野恵一）

★校正で「『教育権』は国家のものなのか」を先読みした。不登校の兄妹を育てる娘に読ませたいと思う。ホームスクールを実践しているが、専業主婦でなければ無理である。今は家においてもネットで家庭教師に教えてもらえるし、「部活」まである。便利である。しかし、お金がかかる。祖母として援助している。そのうえ、素晴らしいサービスを提供しているのが新興の上場企業と知り、応援のつもりで株式を（少しだが）買ってしまった。不登校の未来が明るいものでありますように。（北原博子）

★プーチン大統領が「部分的動員令」を発し、予備役の市民30万人を徴兵することに對して、ロシア各地の都市でそれに対する反対の抗議で1400人以上が拘束され又国外に出る人々の映像が報道されている。NATOは今後10年間の行動指針を変えるという。「最大かつ直接脅威のロシア」への対処、そしてロシアと並ぶ専制主義・権威主義国としての中国をも念頭におくという。つい先日には、ドイツ空軍と航空自衛隊との初の共同訓練が日本上空で行われた。ロシア・ウクライナ戦争後にはNATOも含めた「中国包囲」か。（有馬保彦）

★9月27日世論の大多数が反対する中、憲法違反の安倍元首相の「国葬」が行なわれた。同時刻、市民の意見も実行委員に名

を連ねた「国葬」反対国会前大行動には1万5千人の市民が参加した。日本中で対デモや集会、国葬反対行動が行なわれ抗議の声があげられた。旧統一教会の広告塔だった元首相に莫大な国費を費やすくらいなら災害で苦しむ人たちの支援に税金を使うべきだ。税金の使い方が間違っている！大きなうねりを作り改憲阻止につなげよう！（西田和子）

★巻頭の「安典さんへ」は、窪島誠一郎氏（無言館館主）の朗読を偶然聴いたことから始まる。訥々とした朗読は書き手の心をも映しだし、聴きながら涙が止まらなかつた。無言館を訪れ、日高安典さんの遺作と対面した女性の時計（心）は1944年で止まっているのだろう。人は抱え込めないほどの出来事につつかると自身の時計が止まってしまうことを、私はこの夏に経験した。横田めぐみさんのお母さんの時計も当時のまま止まっているに違いない。物理的に時は流れるけれど、心の時計の針は止まったまま。心の時計を持たずに一生を終えられれば、それに越したことはない。（細井明美）

## 編集委員

阿部めぐみ

天野恵一

有馬保彦

（次号担当）

北原博子

西田和子

細井明美

（本号担当）

吉田和雄